

英国人による香港植民地統治と空間の包摂——序説

水 岡 不 二 雄

序 論

わが国では、中国返還が実際の問題となる以前、香港はさほど活発に研究対象として取り上げられていなかった。¹⁾ その頃なされた数少ない研究は、戦後の香港の経済発展について、香港をあたかも独立国に準じた政治単位であるかのようにとらえ、経済開発論・途上国経済論などの一般的な理論の枠組みを適用するか、あるいは中国経済・社会論の延長線上で中国の一部であるかのように香港を把握しようとするアプローチが通例であった。今日、研究の量は多少なりともふえたが、その内容は基本的に変っていない。

従来の香港研究が無視ないし軽視しているのは、今日にいたるまで香港というロカリティーの特殊性を規定してきた重要な政治的契機、すなわち、英直轄植民地 British Crown Colony そのままの立法・行政制度によって英国籍の白人が有色人の中国人を異民族支配するという、19世紀の「アナクロニズムと特異性」²⁾ そのままの体制が香港には基本的にいまなお維持されている、という事実である。戦前、東南アジアの広い区域がなお西欧列強の植民地とされていた時代には、香港研究にもこうした認識がむしろ一般的で、わが国における戦前の香港研究のひとつの到達点というべき松

田智雄氏の『イギリス資本と東洋』³⁾も、この分析視角でまとめられていた。だが、第二次世界大戦後、アジアの植民地が相次いで独立すると、なぜか、英領植民地として残ったはずの香港についても、イギリス植民地経済分析という研究視角がほとんど失われてしまったのである。

香港の歴史は、第1章で見るギャラハとロビンソンが「自由貿易帝国主義」⁴⁾と呼んだ19世紀半ばごろ、英国が「自由貿易」を標榜しつつぜん帝国の領土拡張を続けていた時代にさかのぼる。そこでは、かつての東インド会社のように、英本国が与えた独占的特権によって植民地貿易を行うのではなく、英本国から独立した自由貿易商人たちが、自己の経営才覚とリスクにおいて外国との貿易を行い、それがなんらかの経済外的状況によって外国から邪魔されたときだけ「大英帝国」の力がたよりにされた。香港は、こうして成立した植民地の典型だった。

それゆえ、香港が英領植民地であるといっても、本国の従属下に常に置かれ、本国に富を収奪されてきた、という意味での植民地としてとらえるべきではない。この時期に成立した植民地は、もともと植民地経営に関して、その在地の「土着」イギリス人官僚・イギリス人資本がもつ、英本国に対する自立性がきわめて強い。1958年に香港政庁はその予算を英本国の承認なしで決定する自主権を獲得し、香港の英系白人の独立性は一層強まった。こうした香港に、戦後1960年代までに相次いで独立した他のアジア・アフリカの旧英領植民地から、そこで勤務していた植民地官僚が相次いで流れこみ、現地中国人の直接選挙による政治参加は一切認めず、親英的な一部の香港中国人だけ選択的にとりこむやりかたで、香港植民地統治が続けられてきた。こうして香港は、事実上南アフリカと同様に、本国から「独立」した白人少数者（人口比の1%にも満たない）を中心とする支配階級同盟が、残りの99%をこえる、主として広東語を母語とする有色人である中国人多数者を支配・統治する、独特の政治領域となっていっ

たのである。英女王の委任を受け、その代理として香港植民地の統治に責任を負う総督だけは英本国から任命され、ときどき交替するが、これとて従来は植民地官僚や外交官の経験者であって、EUの一員としての英国人というより、植民地の外地で「大英帝国」を背負っているというにふさわしい人物が多かった。

経済の面でみるならば、現在の香港で英国人商社としていぜんもっとも有力なのは、かつて、あらゆる手段を用いて中国に対し阿片を「自由に」売り込もうとし、阿片戦争を引き起こして香港植民地の成立に「貢献」したジャーディン・マセソン商会である。同商会は、香港のビジネス街にそびえる高層オフィスビルの相当部分を保有する「香港ランド」をはじめ多数の関連会社を傘下に従えるコングロマリットである。二番手のスワイヤ商会は、航空会社「キャセイ・パシフィック」を系列下におき、不動産業・海運業など数多くの関連会社を抱えている。また、香港の英国人系銀行最大手の香港上海銀行は、香港通貨である香港ドルの発券業務も行い、一般都市銀行としての業務と並んで独立国であれば中央銀行にあたる役割までになっている。この銀行は、1865年に創立されて以来、香港はいうまでもなく、戦前は中国本土やアジアの旧英領植民地で、その経済権益を壟断してきた。こうした商社・銀行に共通の特色は、英国人が経営の主導権をもちながら、「自由貿易帝国主義」という出自をうけついで、英本国との直接的関係に乏しく、主たる経営基盤を香港にもつことである。

このように、「植民地」という言葉それ自体が世界史の教科書のなかに記録される過去の出来事となってきたかげで、英国人は、政治においても経済においても今日まで一貫して香港に君臨し、事実上自分たちの「独立」した政治領域のなかで、香港の中国人を確実に統治してきたのである。

もっとも、戦後香港経済の資本蓄積過程とかかわってこの領域的な政治諸関係をみるならば、香港が独立国でないことが、むしろひとつの成功の

要因となったことは否めない。戦後の香港は、植民地であるがゆえ、他のアジアの独立した諸国のように、輸入代替工業化により「政治空間」と「経済空間」との一致をはかり、「新植民地主義をふりきって国民経済を真に独立させる」という政策で手間取る必要がなかった。すなわち、中国本土が社会主義の計画的な統制経済を選択して、戦前からの「中継貿易」機能が失われるや、香港を支配する土着の英国人たちは、中国本土から流れてきた労働力や資本を用い、レッセ・フェールのイデオロギーを唱導して、政策目標を北米や西欧向けの輸出型軽工業の発展へと転換した。ふりかえてみれば、かつて香港が英国のグローバルな市場展開の一翼に位置付けられていたときから、香港という政治空間と英国中心の経済空間とは食い違っていたのであり、香港ではもともと、両者の食い違いが当然だったといっていよい。香港の英国人たちは、他の独立アジア諸国に勃興した民族主義とは正反対の、政治空間と経済空間の食い違いを、戦後もむしろ積極的に生かすことによって、香港をアジア NIEs の一員にのしあがらせることに成功したのである。

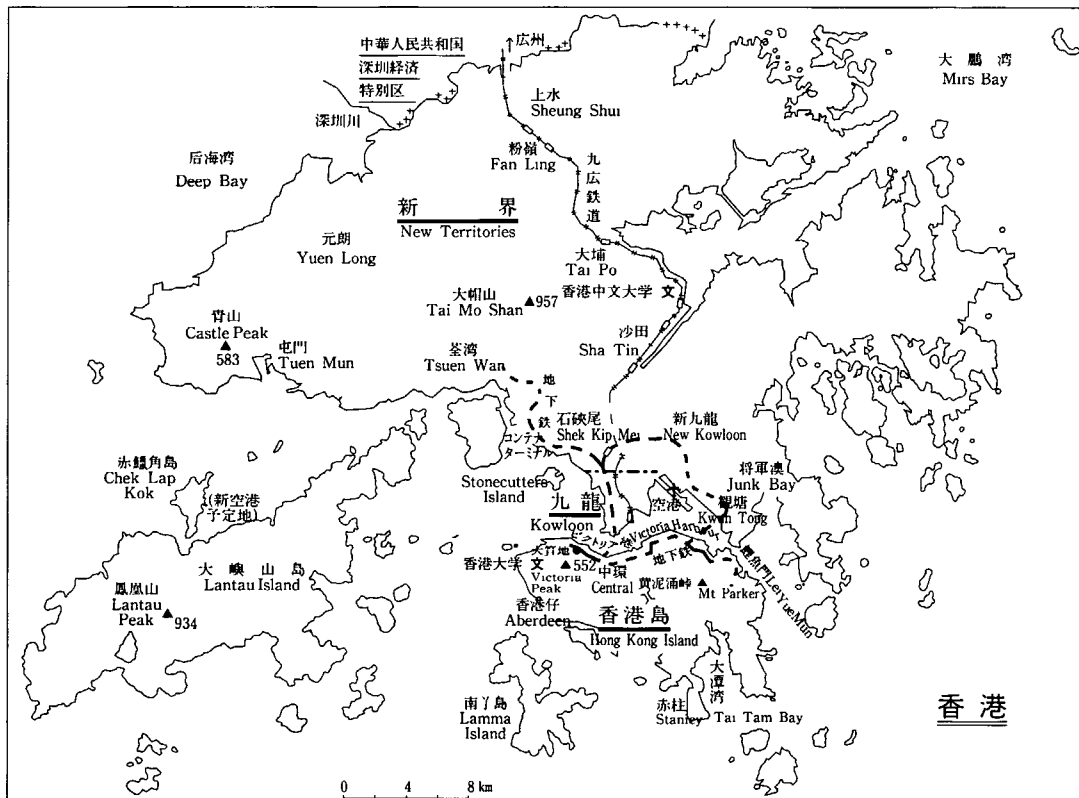
しかし、この戦後香港経済の資本蓄積は、こうしたグローバルなスケールでの領域の規模の食い違いを活用するところからだけ生まれてきたのではなかった。香港の領域内部での空間包摂ならびに編成にかかわる諸政策も、輸出型軽工業の発展をはかるにあたって、同じように重要な役割を演じた。

一般的にいて、植民地的空間編成の生産とは、ある植民地の政治空間を包摂する階級（ないし支配階級同盟）の富の蓄積、すなわち「植民地経営」が可能となるようなかたちでの土地利用編成と空間統合からなる建造環境のシステムを、植民地政府の手で公共財としてその領域内に生産する過程を意味しよう。天然資源をそのうちに有する政治空間にあっては、この天然資源そのものの開発と、その輸送手段の建設がさしあたり課題とな

る。そして、この空間編成のうえで作り出された富の一部は勤労する大衆にも分配され、生活水準の一定の向上がはかられて、これが植民地支配を正統化し、植民地の社会統合をはかるイデオロギーに転化してゆく場合もある。安定した植民地領域の存続のためには、かかる公共財とイデオロギーの生産がその領域内で十分に定着し、これが資本蓄積と生活水準向上をもたらすことが、不可欠である。⁵⁾

香港では、英直轄植民地として、その政治空間全体、すなわち空間編成のための原初的な基盤それ自体がすべて、英国皇室所有地 Crown land となっている。その管理は、香港総督が、英国女王からの「勅許状」と「英皇制詰」により委任されて行っている。香港の市街地に林立するビルの所有者もすべて、英女王からその所有地の地上権を期限付きで借りているにすぎない。日本で土地問題が騒がれると土地をすべて国有にすべきだという議論がでてくるが、香港の土地は、はるか 19 世紀の昔から元来すべて「国有」なのである。そして、香港の領域自体が狭いことから空間には希少性が生じやすい。このため、「空間」の契機は、戦後の香港において重要な政策変数となりえた。

土地を初めて借りるとき、借り手は政庁に巨額の権利金を支払わなくてはならない。この権利金と地代は、香港政庁の歳入となる。それゆえ香港政庁は、土地をできるかぎり高く貸そうとする。つまり、香港という、英国が中国から奪取して得た空間は、植民地政庁からすれば、富を生み出す重要な資源なのである。こうして得た資金は、香港政庁の財政の中に蓄積されてきた。そしてそのおかげで、先進資本主義国の国家財政とも、また大多数の途上国の財政とも異り、香港植民地政庁の財政は、戦後ほぼ一貫して黒字であり続けた。合衆国をはじめ世界の先進諸国が、ケインズ主義的政策がもたらした赤字財政で首が回らなくなっているただなかでの多額の財政黒字は、「空間を基盤とした植民地経営」の成功をはっきり物語っ



ている。

この財政余剰など、空間を経て生み出された資金をもちいて、香港の植民地政庁は、空間編成をあらかじめ計画的にプランニングし、交通アクセスなど都市建造環境を十分に整備することができた。しかも、こうして建造環境が整備された空間は、スプロールの無秩序な状態のままよりも、ずっと高い土地価格を政庁にもたらす。また、公営住宅建設や“Letter ‘B’”制度の場合のように、政庁は、資金の相当部分を、実際に土地に資金を出資するのではなく、自らの財政を直接傷めずに土地を調達し、また調達した土地を資金に転化することができた。この政策によって「新界」地区に、職住近接をねらったニュータウンがいくつも整備され、また地下鉄の沿線でも、計画的な都市空間編成の生産が行われた。乱開発が起これば、短期的には利用しうる「空間」の広がりをも大きくして需要・供給の関係が緩和され土地価格の下落がもたらされるし、また長期的には、利用可能な土地が尽きてしまう。それゆえ、計画的な空間の編成過程は、空間の希少性の維持と十分な「空間の予備」の貯蔵を同時に達成するため不可欠なものであった。

この政策から必然的に生じてくる高地価のもとで、民間不動産部門では、英国人の経営する不動産会社も、またそれと結びながら競合する香港中国人系の会社も、投機を行い、香港という空間から富を獲得し、巨額の資本を蓄積することができた。今日中華人民共和国に大々的に進出し、華南経済圏をささえている香港資本のなかで、不動産投機に手を染めなかったものはひとつとしてない、といっていよい。

英国が、かつて例えばマラヤの植民地でやったことは、中国人やインド人の労働力を導入して行ったプランテーションや錫鉱山開発による、現地の資源・自然の略取を通じた富の収奪だった。そして、植民地・香港においてこれまで英国がやってきたことは、中国から植民地として奪った（そ

の一部の新界地域は、中国から借りたということになるが）原初的な空間のうえに経済・社会空間を編成し、その空間から富を収奪することである。このような空間諸政策のもとで、低賃金労働力を用い、欧米市場をターゲットとした、香港中国人経営の輸出型軽工業という富の生産過程が進行して香港経済に資本が蓄積され、それにより土地需要がさらに増大し、香港という空間を通じて流出する富の量もまた増大していった。マラヤも香港も、英国人による「植民地経営」を通じた、その政治空間からの富の獲得という点からみれば、実のところ、その経済・社会過程にはあまり変わりがないように思われる。

このようにみてゆくと、香港経済を NIEs の一員に導いた工業化の成功が、自由放任 *laissez-faire* 主義に由来する、という英香港政庁自身やフリードマンなどの経済学者⁶⁾が語っている通説は、いったいどう理解したらよいことになるのだろうか。

じつのところ、香港における「自由放任主義」というこの神話は、ひとつに「自由貿易帝国主義」の思想的末裔であり、他方また、国境の反対側にある、中華人民共和国の社会主義的統制経済に対抗するものとしてうみだされた、ひとつの社会統合のためのイデオロギーにほかならなかった。この「自由放任主義」のイデオロギーのペールを剥ぎ取ったところには、資本蓄積にはたした植民地政庁の手になる組織的・計画的契機の積極的役割がひそんでいた。

筆者は 1983 年に、この点を、香港経済における植民地政庁の「計画された競争」政策として次のように指摘しておいた。すなわち、香港のいわゆる「自由放任政策」と呼ばれる香港中国人相互の熾烈な競争が、それ自体「植民地支配の手段として作用しており、植民地政庁はこうした競争が行われるための条件を、その支配の貫徹のために政策的に整備している」というものである⁷⁾。また、同じ年シフアーは、香港の経済成長に非市場的

な力が不可欠の役割をはたしてきたとする立場から、「香港経済が成長に成功したのは、政庁の政策的な統御 regulatory government policies と、賃金率に対し有効な助成を行っている管理価格のためであり、これが香港の工業化を推進した輸出競争力に貢献したのである」と指摘し、その具体的な内容として、政庁が生産要素のひとつである土地の所有者であり富の創造者であること、これと関わって、公営住宅政策を通じた事実上の労働者に対する生活費助成がなされてきたこと、そして中華人民共和国から社会主義計画経済のもとでの管理価格で食料が輸入されてきたことを挙げている。⁸⁾ さらに都市社会学者のカステルもまた、シファールの研究を受け継いで、空間の生産や住宅政策という公的な契機を欠くことのできないものとして取り込んだ、「経済開発の香港モデル」がもつ総体的連関の枠組みを提起している。⁹⁾

本論文がこうした空間的契機を重視しつつ香港を研究対象として取り上げる背景には、いうまでもなく、筆者のいづく経済地理学に対する問題関心が横たわっている。「空間」は、すでに筆者が別著『経済地理学』で明らかにしたとおり、現実の経済社会がいやおうなしに包摂せざるをえない物質的契機であり、社会は、この包摂の過程を通じて、人為的な空間を編成し、当の経済社会の過程と構造みずからを再生産する。¹⁰⁾ これまでに述べてきた「空間を基盤とした植民地経営」という香港の経済・社会過程の特質は、この経済地理学の経済・社会空間理論の枠組みを検証するフィールドとしてひとつの典型例を構成している。このため、この経済地理学理論の一般的枠組みによれば、これまでの「自由放任主義」の神話や単なる途上国開発論ないし中国社会・経済論のレベルを超えた新しい洞察をふまえて、香港のロカリティーについて認識を深めることができる。

本論文は、筆者のこのような香港の経済地理学的研究への序説をなすもので、その基礎となる空間・社会諸関係を対象とする3章から構成されて

いる。第1章は、阿片戦争を契機とする「自由貿易帝国主義」のもとで、香港植民地という原初的空間それ自体が中国を仕切って成立するまでの歴史を扱う。第2章では、こうして獲得された原初的空間を、英国人がその植民地統治のなかで自らの経済・社会に包摂していく過程の諸様式について、香港植民地の形成以来、戦後のニュータウン建設による公的な郊外化過程にいたるまでの特質の流れをあとづける。第3章は、こうした空間の包摂の主体であり、空間の生産の「ゲイトキーパー」であり、また同時に空間の包摂過程を通じて再生産された帰結としての社会組織である、香港の土着英国人による植民地統治機構について論ずる。これは、土着イギリス人官僚、ならびにイギリス人系の銀行・商社が、さまざまな人的結合などによってつくりだしてきた香港における支配階級同盟の総体であるが、本論文ではその性格上、このうちとりわけ土地法や都市計画の機構について、重点的に検討を加えることとする。

- 1) 横山昭市「香港」(所収『発展途上国研究：70年代日本における成果と課題』アジア経済研究所), 1978年。
- 2) D. Michael Clancy, "Hong Kong: A Political Anomaly," in *Hong Kong: Dilemmas of Growth*, ed. by Leung Chi-keung, J. W. Cushman and Wang Gungwu, Canberra: Australian National University, 1980, p. 643.
- 3) 松田智雄『イギリス資本と東洋——東洋貿易の前期性と近代性』日本評論社, 1950年。
- 4) John Gallagher and Ronald Robinson, "The Imperialism of Free Trade," *Economic History Review*, 2nd Series, 6 (1), 1953; 毛利健三『自由貿易帝国主義』東大出版会, 1978年参照。
- 5) テイラー, 高木彰彦訳『世界システムの政治地理』上・下, 大明堂, 1991, 1992年は、「国家」という政治空間の生産を、イデオロギーならびに公共財の生産と関連づけてとらえている。この両者があいまって、資本蓄積や生活水準向上などが実現するとき、その領域の社会は統合され、「国家」ないし

その擬似的存在が、ロカリティーとして空間的に定着すると考えられる。

- 6) Milton and Rose Friedman, *Free to Choose*, Harmondsworth: Penguin Books, 1979, pp. 54-55; 西山千秋訳『選択の自由』日本経済新聞社, 1980年, 56-57ページ。ただし, 本論文で明らかのように, 香港を統治しているのは, 訳書にいうような「イギリス本土からの官僚たち」ではない。
- 7) 水岡不二雄「香港における英系白人支配と『計画された競争』政策」『世界経済評論』1983年10月, 54ページ。
- 8) J. R. Schiffer, *Anatomy of a Laissez-faire Government: the Hong Kong Growth Model Reconsidered*, Hong Kong: Centre of Urban Studies and Urban Planning, HKU, 1983, p. 3.
- 9) Manuel Castells, Lee Goh and R Yin-Wang Kwok, *The Shek Kip Mei Syndrome: Economic Development and Public Housing in Hong Kong and Singapore* (*Studies in Society and Space* No. 4, Allen J. Scott and Michael Storper eds.), London: Pion, 1990, p. 113.
- 10) 水岡不二雄『経済地理学』青木書店, 1992年。

第1章 イギリス植民地主義と香港

——中国領土の有界化と原初的空間の成立——

香港は, 19世紀なかばにおける英国産業資本主義経済のフロンティア拡張過程における「自由貿易帝国主義」という歴史のなかで, 古来中国の領域の一部を英国が戦争によって有界化することにより成立した。皮肉なことに, 「香港植民地」という原初的な空間の広がりそのものの軍事的強制による獲得を唱導したイデオロギーは, それと正反対の「自由放任」だったのである。そして, この政治の強力に裏付けられた自由放任というイデオロギーこそ, その後今日に至るまで, 香港というロカリティーを生産する重要な契機のひとつをなしてきたものにほかならない。

まず本章では, この点をふまえ, 香港という原初的空間が成立した過程

を、当時の歴史にさかのぼって検討する。

(1) イギリスの植民地政策と「自由貿易帝国主義」

植民地獲得は、なによりもまず本国の経済フロンティアの拡大のためのひとつの政治的手段である。植民地として仕切られた領域の経済は、もともと経済的に本国と従属的に一体となり、過剰商品の空間的回避の場として、また本国経済に対する原料供給の拠点として、無条件かつ排他的に本国の利益に従うことが要請されるものであった。

今日と比較して、19世紀の世界経済の空間統合はきわめて不十分であったから、限られた隔地間交易を別にすれば、世界経済は基本的に自給自足的な局地的経済領域のモザイクの集合を基盤として成り立っており、しかもこの経済領域は多くの場合、その内部を政治的に支配する主体である社会集団の行為空間と一致していた。それゆえ、この時期において、資本主義経済のフロンティアの拡張は、外からの過剰商品を吸収できるよう、経済空間と政治空間との一致を打破すべく、従前存在していた支配集団の政治装置と経済過程を解体することを通じてしか行われ得なかった。要するに、資本主義の経済フロンティアの拡張は、必然的に政治フロンティアの拡張を伴わざるをえなかったのである。

重商主義のもとでは、さまざまな経済外的規制が、獲得され宗主国のフロンティアの中に取り込まれた植民地に加えられ、それにより本国の特権的な商業資本ができるかぎり多くの利潤を獲得していた。すなわち、①商品は植民地宗主国に属する船によってのみ植民地から移出入されうる。②植民地産品は、その大部分が本国市場にのみ移出されうる。③本国の商品は、植民地において全面的ないし部分的な独占を享受する。④これと引き換えに、植民地の生産物は本国において特恵的な取り扱いを受ける。⑤植民地は本国製造業と競合するような部門の産業を創業してはならない¹⁾、と

いった規制である。

以上の諸原則のもとに、例えば西インド諸島や北米の英領植民地では、砂糖などの原料作物の生産と英本国への供給が義務付けられ、工業の発達¹⁾は妨げられて、植民地が常に本国に経済的に縛り付けられている状態とされた。一方インドでは、重商主義的植民政策を代表するイギリス東インド会社²⁾が、1600年に喜望峯からマゼラン海峡までの貿易独占権を獲得し、香料・織物などの手工業産品などを英本国に供給した。同社は、強制的な問屋制前貸しによって手工業者を緊縛し、その生産物を安くかつ独占的に獲得³⁾することを通じて、巨額の前期的な譲渡利潤を領有したのである。

だが、かかる独占的な東洋貿易は、勃興しつつある産業資本にとって満足というには程遠いものであった。機械制大工業が生み出す大量の商品は大量の需要を必要とした。本国の市場規模には限りがあるため、産業資本は海外にその需要空間のフロンティアを拡大し、過剰生産の「空間的回避⁴⁾ spatial fix」をはかるよう迫られた。しかし、例えばインドでは、民衆の貧困のためにイギリス産品は十分な市場を見いだすことができず、かえって、インドから移入される廉価な手工業による綿織物が、英本国産業資本家に脅威をもたらした。このことと、植民地の領域拡大に伴う戦費から生ずる財政負担や腐敗の進行とがあいまって、英本国の中には、次第に重商主義的な植民地主義に対する批判が強まっていった。

アダム・スミスは『諸国民の富』のなかで、東インド会社のような「排他的な会社」に、「どう考えても厄介物」と批判を加え、これに対して、「年々の生産物をできるだけ増加させる」という「主権者の利益⁵⁾」と合致した、「自然で自由な状態における植民地貿易」こそ、もっとも望ましいものであるとした。こうした形の貿易こそ、「本国に近い市場の需要を超過するブリテンの産業の生産物部分に対して、遠方ではあるが大きな市場を開放」し、「大ブリテンにおける生産的労働の量を増加させる」、という

のである。⁷⁾

このようなスミスの提案は、たしかに一方で、東インド会社の対中貿易における独占権、そして東インド会社自体の崩壊、という形で、特許状による統制的な重商主義的植民地貿易をつき崩す方向に作用していった。しかしそれは決して、植民地の縮小や放棄が行われたことを意味するものではない。それどころか、産業資本主義の発展は、その過剰な生産物の「空間的回避」をますます必要とし、そのための市場フロンティア拡張を求めている。重商主義的植民地貿易が崩壊したのち、この拡張は、産業資本主義における自由競争の理念を体得し、「自由な状態における植民地貿易」のにない手として、かつての東インド会社におけるような特許状に護られた独占的商業と戦い、自由放任主義を信奉する、当時勃興してきた自由貿易商人 (free traders) にゆだねられた。自由貿易商人たちは、機械制大工業のもとで大規模に生産される綿製品をはじめとする過剰な商品を植民地に売りさばきつつ、綿花などの工業原料、ならびに労働者に需要される茶などの消費財を海外から獲得した。こうした、イギリス産業資本主義の「空間的回避」の場として、また原料供給地として、植民地という政治・経済領域の存在意義は決して減ずることがなかった。

これらの植民地は、政治的に英本国に支配されているとはいえ経済的に英本国に完全に統合されていたわけではなく、対植民地貿易は、「世界の工場」たるイギリスと、農業的で資本主義がなお未発達な諸領域との間の、不十分な空間統合を媒介とした商品交換であったから、この自由貿易商人の利潤の源泉は、マクロな統合された国民経済の内部で成立する平均利潤の一分肢ではない。他方、この時代の対外的な経済フロンティアの拡張は、従前の土着の社会集団がかたちづくる政治装置と経済過程とがもつ領域の一体性の解体を通じてなされざるを得ず、自由貿易商人といえども、その経済活動のため、英国人にとって白紙の「原初的空間」として充用しうる

領域を新たに仕切ることが追求された。このためには、軍事的な強力が必要とされる場合もあったから、自由貿易商人といえども、その空間的基盤の確保と、利潤獲得の様式、すなわち現地住民との空間的・経済的關係では、先行者と類似の、前期的性格をつよく帯びることとなった。

このような、産業資本主義経済下での植民地主義の展開、という事実を初めて正面からとりあげ、これに「自由貿易帝国主義 the imperialism of free trade」という規定を与えたのが、イギリスの経済史学者、ギャラハとロビンスンである。ギャラハらは、産業資本主義経済がさかえた19世紀のイギリスは、重商主義の時代や19世紀の終盤とは異なる「反帝国主義」の時代であり、「公式の帝国は拡張しなかつた⁸⁾」とする従前の通説に対し、1841年から1871年までの間に、香港・九龍・ニュージーランド・パンジャブ・ビルマなど数多くの領域がイギリスの経済的・政治的フロンティアの中に取り込まれた事実を挙げて、次のように論争を挑んだ：

「英国の工業の成長は英国の政策に新たな要求をつきつけた。すなわち、低開発地域を英国の海外貿易と結びつけることを必然化し、このために政治的強力を用い、外国の独占によって閉ざされている市場に力づくで参入しようとした⁹⁾」。その最も一般的な形態は、「より弱体な国家に自由貿易友好条約を押しつける¹⁰⁾」ことである。この際、「非公式な政治的手段が英国企業の安全を保証する枠組みを提供しえないときに限って、公式の帝国を作り上げるという問題が生まれた¹¹⁾」。換言すれば、「可能であれば非公式に、必要とあらば公式に¹²⁾」、いずれにせよ英国の支配を拡大する、という政策の一貫性が存在している。かかる意味において、19世紀中葉は「英国の海外拡張の歴史において決定的段階を画している¹³⁾」。

要するに、こうした経済活動における自由は、かかる自由が保障される排他的な作用空間が政治的領域として先行的に確保されていてはじめて可能となる、ということを、これら自由貿易商人たちはよく知っていたので

ある。もし、相手国がこの自由貿易商人たちの一方的に主張する「営業の自由」を受け入れず、それゆえ自由な経済活動の空間的基盤が確保されない場合には、逆に商人みずからがすすんで、軍事行動を含む英国政府の政治的強力を要請し、「営業の自由」の権利行使にふさわしい領域の編成を強行的につくりだすことを要求して、これを英本国に実行させた。

東インド会社の独占から離れ、自由貿易を志した英国商人たちは、多かれ少なかれ、かかる「自由貿易帝国主義」のイデオロギーの体現者であった。この商人たちは、特権的な組織や国家などが経済外的な規制を自らの経済活動そのものに強力をもって加えることに、断固反対した。これら英国商人にとって、「営業の自由」は不可侵の権利であり、これを侵さないことを英国にも外国にも当然のものとして要求した。だがこれは、かかる自由な経済活動のための物質的基礎の生産については政治権力にゆだねる、ということをも不可避的に伴っていた。かかる「自由貿易帝国主義」の原則に導かれていた民間の貿易商人こそ、この時代の英国植民地拡大の尖兵にはかならなかつた。植民地・シンガポールを築いたラッフルズも、また阿片戦争を引き起こして植民地・香港を築いたジャーディンとマセソンも、そのなかのひとりだったのである。

(2) 香港植民地という原初的空間の成立過程

次に、以上の「自由貿易帝国主義」についての一般的な考察をふまえ、植民地・香港という、原初的な空間が成立するに至る歴史をおってみよう。

独占のもとで行われた初期の英中貿易

1600年に設立された東インド会社は、1613年にわが国の平戸に商館を開設し対日貿易を開始した。だが、中国は、長い間イギリスとの貿易を許さず、清朝になってその拒否的姿勢は一層強まった。中国では、国内で必

要な財がすべて自給できるほどに経済活動が領域的に完結していて、もともと外国貿易の必要がなかったからである。中国の支配者にとって、外国貿易は、中国の支配者に恭順の意を表する者に対する恩恵にすぎなかった¹⁴⁾。

このため東インド会社は、中国側に多量の貢納をするのと引き換えに、ようやく1685年廈門に、そして1702年には舟山島に、それぞれ事務所の開設をようやく認められた。しかし、1702年になると、中国側は外国貿易を統制する「大班」を任命し、1720年にはこれが「公行」と呼ばれる中国の商人に取って代られて、外国貿易はこの商人たちの排他的に独占するところとなった。さらに1757年には、規制が一層強化され、外国貿易のための開港場は広州のみに限定された。広州は、珠江沿岸の内陸部にあるため、外国船は、珠江の河口にある虎門と呼ばれる場所で貢ぎ物と関税とを納め、許可を得て、はじめて中国が一元的に支配する領域である珠江に進入し、広州に到達して、貿易を実際に行うことができた。要するに、イギリス側の東インド会社による貿易独占と、中国側の「公行」とによる貿易独占、という二つの前期的独占商業どうしの関係として、この時期の英中貿易は行われていたことになる。この意味で双方の貿易上の立場は対等であり、当時の貿易は、一方が他方の政治領域に経済的フロンティアを拡張するものでなかったことになる。

中国からの主要な輸出産品は、英国の産業資本に雇用される労働者の増大によって傾向的に需要が増した、茶であった。これに対し、経済行為が域内で完結していた中国で、インドの綿織物や英本国産の毛織物が新たな市場を十分に獲得することはできず、中国は過剰な商品の空間的回避の場にはなり得なかった。このため、この時期の英中貿易は常に英国側の赤字で、この差額は、銀をもって埋め合わされた。例えば、1758年から1762年までの平均で、7.3万ポンドという、貿易高の56%にあたる銀が英国を¹⁵⁾離れ中国に流入した。

自由貿易の台頭と阿片

だが、こうした対中貿易のありかたも、19世紀が近づくにつれ、いくつかの変化を示すようになる。第1に、すでに前節で述べた東インド会社の対中貿易独占に対する批判の高まりと、この独占の埒外にある自由貿易商人の台頭であり、第2に、これら自由貿易商人 country traders の手になる阿片貿易の増大である。

自由貿易商人たちは、外国籍を取得し外国の船舶を用いて貿易を行ったり、1793年の改革によって承認されたところにより、東インド会社員の副業として独立して貿易を営む、¹⁶⁾などの方法で、東インド会社の独占をすりぬけて貿易を行おうとした。

こうした自由貿易商人が、中国経済の領域的完結性を打ち破り英国産業資本主義の経済的フロンティアを中国へと拡張しうものとして目をつけた商品は、中国内で生産されず、しかも麻薬としての習慣性をもつ、阿片であった。

中国に阿片を摂取する習慣が広がったのは17世紀のことであり、¹⁷⁾習慣が根付くにしたがって次第に中国内での需要が拡大し、18世紀半ばに年200箱（阿片1箱は約60.48kg）であった阿片輸入量は、1796年に年4100箱と、50倍に膨れ上がっていた。こうした阿片の浸透は中国人の間に退廃を広げ、ために1796年、中国は阿片輸入を公式に禁止するにいたった。しかし、この禁止は輸入の形態を密輸にかえただけで、阿片貿易はその後一層拡大し、1836-1837年には、広州と、ポルトガルの植民地で英東インド会社が事務所を置いていたマカオに、約3万箱の阿片が蓄えられるにいたった。¹⁸⁾かくて、英本国から綿製品がインドへ、インドから阿片が中国へ、そして中国から茶が英本国へ、という、有名な「三角貿易」の体制が確立した。英本国から中国への銀の流出は1793年以来とまり、銀が今度は逆に、中国から英国の植民地インドへと流出しはじめた。中国はこうし

て、英国の経済的フロンティアのなかに次第に取り込まれていったのである。

ジャーディン・マセソン商会の創設

こうしたなかで、英本国での資本蓄積はいっそう進行して商品生産は増大し、その空間的回避の要求は、これを十分に行い得ない東インド会社の独占に対する批判を一層強めた。ランカシャーやヨークシャーの力に押され、1813年、東インド会社はついにインド貿易の独占権を剥奪された。松田智雄氏によって「対支貿易における自由貿易運動史の全体を集約する¹⁹⁾」とさえ称せられ、今日なお香港の経済・社会の中枢をになう英系資本、ジャーディン・マセソン商会は、こうした中から登場したのである。

同社創設の中心人物の一人であるジャーディン William Jardine は、1784年、スコットランドで生まれ、1802年東インド会社に船医の助手として入社した。ジャーディンはアダム・スミスの熱心な信奉者で、会社の仕事のかたわら、乗り組んでいる船に自分で貨物を積みこみ、副業として私的な貿易に従事した。彼はこれによって資金を蓄積するかたわら商業貿易のノウハウを蓄積し、また、インドのパルシー系商人をはじめ多くの人々と知己を得た。こうしたビジネスの蓄積を手にして、1817年、ジャーディンは東インド会社を退社、自由貿易商人として独立し、1820年以降、広州に定住し、1822年には、マカオにあるフランス系商社マニャック商会の経営危機に乗じて経営の主導権を握った。

マセソン James Matheson もまた、アダム・スミスを信奉するスコットランド人で、ジャーディンより12歳若く、1796年に生まれた。マセソンの一家はもともとインド貿易に関係が深く、マセソンは1815年にカルカッタに赴き、おじの商社で自由貿易商としての修業を開始した。1820年以降、マカオで、スペイン人と組んで自由貿易商を営みはじめた。

ジャーディンとマセソンとは、すでに 1820 年ボンベイで出会っていたが、両者のビジネス上のパートナーシップが始まるのは、1828 年以後のことである。マセソンは、マニャック商会のパートナーとなり、自らの商会を解消するかたちで、両名の共同によりマニャック商会が営まれることとなった。マニャック商会は強力で、1829 年には、同商会とそのライバル、デント商会の 2 社で、阿片と綿を中心とする英中貿易は独占される状態であった。1832 年 7 月、マニャック商会は、ジャーディン・マセソン商会 Jardine, Matheson & Co. と改名し、ここに同商会の正式な創設をみた。²⁰⁾ 東インド会社の対中貿易独占権が廃止される 2 年前のことである。

英商たちの「自由貿易」の主張

ジャーディン・マセソン商会を設立した両名をはじめ、デントなど当時のイギリスの自由貿易商人たちは、『*Chinese Repository*』などの新聞を発刊し、そこに、英商による自由貿易の正当性と、かかる経済活動を英国が武力を用いて擁護することの正当性を主張する強硬な論陣を張った。こうした信念の背景には、「自由放任」が文字どおり全くの自由放任の世界では成立するものではなく、この世界が成立するためには、自由放任の経済・社会関係の作用が保障される枠組があらかじめ公的主体の手で組織されていなければならない、というイデオロギーが存在していた。

例えば、『*Chinese Repository*』に 1933 年掲載されたある匿名のイギリス人自由貿易商人の手になる寄稿は、英本国に対し、中国との力関係をイギリス側に有利におくために、中国駐在領事を任命すること、また、中国側の「高慢」な態度・英国に対する「蔑視」の状況を改めさせるため、場合によっては武力に訴える必要のあること、貿易商人は明確な意志をもって整合的な活動をすすめるため、商業会議所を組織する必要があること、上記のごとき「政府の権威」は、かかる商業会議所の活動に対し、その

「形成・規制・保護のために必要な場合以外いかなる干渉も行わず」,「中国の自由貿易は、過去の制約から解放されたのちには、おおかたそれ自身のもとに置かれ」, また『「忍耐強く、勤儉に、懸命に精励する私的で制約されない企業」が全面的にその活動を展開²¹⁾しうよう、自由商人を放任する」ことが必要であること、などを求めていた。また、さらに別のイギリス人自由貿易商人は、中国の沿岸沿いの1つの島を占領すれば「自由貿易のすべての斬新な動きが²²⁾発散する」核を有することができる、とし、台湾又はランタオ島を英国が占領し、ないしはマカオを英国が奪取することによって、英商による自由な商業活動が可能²³⁾なよう政治領域のフロンティアを中国領内に拡張してゆく拠点を設けることが積極的に主張された。

自由貿易を強力をもって要求する英商たちの動き

このような商人たちの要求を受け、東インド会社の排他的な貿易の独占権が廃止される1年前の1833年、英国は Superintendent of the Trade of British Subjects in China「駐清商務監督」を派遣し、「中国および中国沿岸から100マイルの公海上において英国臣民が犯した罪を裁くための²⁴⁾刑事・海事裁判を行う法廷」の裁判官として、また英国船からの関税徴収やイギリス自由貿易商人たちの権益保護などの権限を付与した。すなわち英国は、その軍事的強力を背景として、本来中国の排他的主権下にあるはずの政治領域のなかに、英国人にとっての政治領域のフロンティアの層を、中国政府の同意なく一方的に拡張していったのである。

この新たな政策に力を得て、駐清商務監督の首席に任命されたネーピア William John Lord Napier は、1834年7月、医師・通訳・数名の事務官（この中には、のちに香港島を占拠したエリオット大佐 Captain C. Elliot も、含まれていた）をマカオで加え、中国側の許可なしに広州への来着を強行して、中国側官吏に英国政府の治外法権に関わる決定を突き付

ける、という挑戦的姿勢にでた。中国側がこれを拒否したのは当然で、紛糾が生じるや、ネーピアは、中国を武力で威嚇して問題を解決すべきとする手紙を英本国パーマストン卿 Henry John Temple Palmerston, 3rd Viscount に送りつけた。²⁵⁾ 中国がこれを受け入れないことをみとどけると、ネーピアは、1834年8月、植民地省次官の経歴を持つアール・グレイ Earl Grey 下院議員に英国軍の派遣を要請し、この軍隊が「広東川 [=珠江] の東側の入り口にあってどんな目的にも素晴らしい適切な香港島を占領すべき²⁶⁾」ことを要求した。香港を英国が専横的に支配する政治空間として中国から仕切ることが最初に示唆されたのは、この時である。

もっとも、このようなイギリスの自由貿易商人の激高と裏腹に、英本国の対応は、意外にも冷淡であった。パーマストンに代わって外相となったウェリントン侯 Duke of Wellington は、ネーピアのとった行動につき、許可はおろか申し入れさえせずに広州に来着し、中国側と直接交渉しようとした姿勢を批判して、ネーピアは「許可なしに広州へ赴くべきではなく、慣例となっている折衝の方法からはずれるべきではない²⁷⁾」、と強い調子で述べた。海外では「自由貿易帝国主義」に姿をかえた19世紀イギリスの自由主義は、国内ではたしかに、政治フロンティア拡張への消極的姿勢という良識となってあらわれていたのである。換言すれば、中国におけるジャーディンら自由貿易商人の挑戦的な姿勢は、英本国の意を体した尖兵としてのそれというよりむしろ、経済フロンティアの拡張による需要空間の確保という産業資本の欲求に基きつつ、英本国政府の立場からは相対的に独立し、時に相互に不協和音さえもたらすものだった。

以上の、イギリスの自由貿易商人がいだくイデオロギー、ならびにそれと英本国政府との関係のありかたは、のちの香港と英本国との関係を、今日に至るまで規定することになる。

香港植民地化の志向

英本国における政治フロンティア拡張への消極的雰囲気は、ネーピアの後任として駐清商務監督になったエリオット大佐の姿勢にもあらわれていた。エリオットは、阿片という邪悪な商品によってでなく、英本国の産業資本が生産する通常の商品の貿易を通じ、「近代²⁸⁾的市民的見地」からの、英中貿易の正常化を望んでいた。エリオットはさらに、1838年には、英国から中国への請願（「稟」）という形で中国との折衝を行うことも辞さ²⁹⁾ず、中国に対し一層の有和的な姿勢をとった。

だが、こうした英本国やエリオットの姿勢は、英国の中国に対する圧力の減少につながったのでは無論なかった。むしろこのことが、さきにネーピアが要求した、イギリス人自由貿易商人が排他的に対中商業活動を営むことのできる拠点を中国から奪取する、という志向を一層強めることとなったのである。すなわち、かつてのインドにおけるように政治フロンティアを大規模に拡張しなくても、中国沿岸の一地点に、中国の主権の領域的連続性を断ち切って英国の完全な主権のもとにおかれた政治空間の有界化を実現できさえすれば、英国は、ウェリントンが非難したような中国との直接の対立を中国という同じ政治領域上で繰り広げることを回避し、中国側の政策と関係なしに、商人たちは独自の経済・社会関係のもとで自由に対中経済フロンティア拡張ができる。このような問題解決の方向は、すでに、1833年、上記に示した広州の一英商の意見にみられるし、また、英本国では、同年のスタウントン卿 Sir George Staunton が英国議会下院において、最後の手段として「英国の商業を完全に中国の権力下からひきあげ、それを……抑圧や妨害の及ばぬ……中国沿岸の島嶼³⁰⁾で営む」のが好都合であろう、と演説したことにも表明されていた。

1836年12月、『*Chinese Repository*』は、中国の沿岸に関する詳細な地誌を掲げ、その中で香港島とその周辺について、とりわけ、船舶の泊地・

避難所として優れているかどうかという観点から、詳細な言及を行った。その部分を、以下に引用してみよう：

香港の北側には同島と本土との間に、鯉魚門 Lyee Moon と呼ばれる、香港島の沿岸に十分な水深をもちすべての方向に完全な避難所を提供する海峡がある。ここにはいくつか良好な船の停泊所がある。湾の奥の対岸には九龍 Cowloon と呼ばれる街がある。……香港島の南西側、南丫島 Lamma との間にはいくつかの船の停泊に適した小さな湾があり、そのうち香港 Heangkeäng という名の1つの湾が、島に名称を与えたものであろう。大潭湾 Tytam は、島の南東側の湾で……³¹⁾広々としていて危険の気遣いはない。

なお、このような植民地化の候補地にあげられたのは香港だけではなく、他に、上に述べた台湾、ランタオ島などのほか、このころ英国人によって探検された、わが国の小笠原諸島も含まれていた。³²⁾

阿片戦争と香港島の奪取

1820年代以来、インドからの阿片の流出（そのほとんどは、中国むけ）は著しく、イギリスの自由貿易商人たちの活動によって、1838年には、これがついに4万箱（約2,400t相当）の大量にのった。これに対し支払われた銀の量は、1箱平均579.7ドルとして³³⁾、2,391万ドルという額に達し、中国から流出した銀の総額は、この4～5年間で数億ドルに及んでいた。³⁴⁾ こうした状況の下、清朝はついに阿片貿易を取り締まるための積極的行動に乗りださざるを得なくなった。

1839年1月、林則徐が、阿片貿易禁絶を任務とする欽差大臣に任命された。林は、着任早々の3月18日、珠江口沖合の伶仃島に停泊している、「躉船」と呼ばれる阿片貯蔵船に蓄えられた阿片をすべて中国政府に引き渡すこと、今後阿片を持ち込まないと約束すること、などを英商たちに迫³⁵⁾

った。これに対し3月28日、エリオットは、躉船に貯蔵されている阿片³⁶⁾ 20,283箱の引渡しに同意し、この阿片は、6月3日から約3週間を費やして、虎門で棄却された。阿片引き渡し後、エリオットは、英商全員を伴って広州を去り、マカオおよび香港島に集結した。

この林が行った実力行使は、逆に、英本国の産業資本家や商人のあいだに、中国における自らの通常の生産物に対する市場それ自体を奪うものではないか、という危機感を生み出した。経済フロンティアの拡張は、その拠点を保障する作用空間の確立を伴わないかぎり貫徹され得ない、という冷厳たる事実を思い知ったのである。これまで、ネーピアやジャーディンら中国の自由貿易商人たちの行動を冷淡に見ていた英本国の資本家たちも、こと直接自己の生産した商品と関わる利益の問題となると、中国との「名誉ある貿易が引き続き行われるかどうか」自体が問われているのだ³⁷⁾、というエリオットの見方に次第に同調してゆくようになった。マンチェスターの商人たちは、「英国側の迅速・強硬・決定的な行動」を要請する覚書をパーマストンに送り、同様の覚書は、ロンドン、リーズ、リヴァプール、ブリストルなどの商人たちからも送られた。かくして、自らの過剰な生産物に対する空間的回避の場が失われる脅威から、英本国と、在中国のイギリス人たちとの間に、一種の階級同盟が形づくられてゆくことになる。

もっとも、その内実は同床異夢であった。在中英国自由貿易商人は、英本国の産業資本の生産物でない阿片をその営業活動の根幹としていた。そもそも英商たちは、商業的利益を得られる商品ならば何を中国に売っても構わなかったのである。これに対し、英本国の産業資本家たちが求めているものは、阿片の押し付けではなく、あくまで、インドと同様中国にも、綿製品などより廉価な英本国の工業生産物の需要空間を広げることであり、「そのためにこそ至急かつ強力な英国政府の保護」³⁸⁾を求めたのであった。後者にこそ、産業資本主義における過剰生産の空間的回避のための経済フ

ロンティア拡張の衝動に動機づけられた「自由貿易帝国主義」本来の姿が認められる。これと比較すると、英商たちの立場は、自由貿易を語り、アダム・スミスを信奉するとはいえ、いぜん産業資本主義には基盤を持たず、譲渡利潤に富の源泉を求める点で、重商主義的母斑を脱却していなかった。この点は、のちに成立する香港が、とりわけ戦前期に、前期的独占の経済・政治構造のもとにおかれたことの源流をなすものとして、重要である。

とはいえ、かかる前期的色彩をはらむ英商が中国からこうむった抵抗が、英本国では、自由競争に基づく産業資本主義一般に対する挑戦と解され、英商たちと英本国との一定の階級同盟が形成されたことは、事態を英商たちに好都合に展開させた。1840年2月、イギリスのパーマストン外相は中国に対し、英商が中国政府の干渉を受けず、英国官憲の保護のもとで自由な対中貿易活動を行いうる排他的拠点としての島の割譲を、林則徐が没収した阿片の賠償と並んで、その要求項目の1つに入れた。だが、阿片貿易の不正義を非難する声は、グラッドストーンをはじめ英本国の議会においてなお強い勢力をもち、中国に軍隊を派遣すべきか否かを審議する同年4月の英国議会は、紛糾をきわめた。結局、対中戦争に訴えるのではなく英商側の阿片貿易の自主規制によって事態を打開すべしとする修正案が、賛成 262 対反対 271 という僅差で否決されて⁴⁰⁾、中国に軍隊が派遣されることが、正式に決められた。英国産業資本主義経済のフロンティアに他国の領域を包摂してゆく自生的過程が行き詰まったとき、この行き詰まりを政治空間の強力による生産という手段によって打開する、という、前節で述べた自由貿易帝国主義のイデオロギーが、実行に移されたのである。

1840年6月末までに、エリオット大佐麾下の英艦は、続々マカオ近海に到着した。蒸気船を含む当時の英国の近代兵力の前に、中国はひとたまりもなかった。7月5日、上海沖の舟山を占領、8月13日には天津近傍に

達し、この軍事力を背景に8月30日、エリオット大佐は、直隸総督琦善と会談をもった。中国側はあわてて、この戦争の原因が林則徐の行動にあるとし、林を罷免し左遷したうえ、琦善自らが欽差大臣の後任にすわった。⁴¹⁾ 琦善は、英国側の歓心を乞い求める屈辱的態度に徹し、1841年1月には、北京政府の承認を待たずに、香港島と港の割譲・賠償金支払いなどを内容とする「穿鼻草約 Convention of Chuanbi」を、⁴²⁾ 珠江口で勝手にエリオットとの間に結んだ。

南京条約と香港植民地成立

琦善とのあいだで取り交わされたと1841年1月20日にエリオットが宣言したこの草約にもとづいて、1841年1月25日、ベルチャー大将の率いる測量船サルファー号がはやくも香港島に到着し、香港島北岸にある大笠地 Possession Point とのちに呼ばれることになる場所（現在の西環ハリウッド公園）で⁴³⁾ 占領の儀式を行った。

エリオットらは、その後次々布告・宣告を発し、香港島を実質的に英国が専管する政治領域として統治しはじめ、植民地化への既成事実を積み重ねていった。

まず1841年1月29日、エリオットは、次のような香港統治に関わる布告⁴⁴⁾を発した：

布告

英国海軍大佐、在清商務監督、連合王国国璽により在中国理事官・検察官・全權大使の任務遂行の総権限を有するチャールズ・エリオット閣下による。

香港島は、欽差大臣琦善の捺印のもとに英国に割譲されたため、女王陛下より何分のご指示承るまで、その統治を行うことが必要となった。

予に与えられた権限に由り、当該香港島においてまたそれに関して、土地・港湾・財産・人役の、およびそれに関してのあらゆる種類の女王陛下の権利・王

権・特典をここに宣言布告し、女王陛下にことごとく捧げる。

かつ予はここに、女王陛下より何分のご指示承るまで、当該島の統治は、英国臣民に関する駐清商務監督の職にある者に委ねられ執行されることを宣言布告する……。

この布告によってエリオットは、香港島の英国による支配および土地・港湾などの英国による領有を公式に宣言した。ついで2月1日、司令官ブレマー Sir Gordon Bremer とエリオットとは連名で、香港島の中国人原住民に次のような布告を発した：⁴⁵⁾

司令官ブレマーおよび全権大使等々エリオットは、この布告により香港島住民に次のことを知らしめる。すなわち、同島は中国・英国間の廷臣の明確な公的合意によりイングランド女王の領地の一部となった。ここに居住するすべての原住民は、自らがイングランド女王の臣民であり、女王およびその官吏に対し義務を負い服従しなければならないことを理解しなければならない。

住民は、女王陛下の慈悲深き名において、いかなる敵からも護られることを約束される。住民はさらに、その宗教的儀礼・儀式・社会習慣を自由にとり行うこと、そして彼らの合法的な私有財産と諸権利を享受することを保障される。住民は、女王陛下より何分のご指示承るまで、英国執政官の官吏のもと村の長老たちによって中国の法律・習慣・しきたり（いかなる種類の拷問をも除く）にしたがって統治される……。

香港の港に貿易のために出入りする中国船および商人は、イングランド女王の名において、英国政府に対するいかなる種類の料金・関税からも免除される。政庁の指示は随時さらに布告によって宣言されるであろう。すべての村の長はこれらの命令が十分に尊重され遵守されることについて責任を有する……。

この布告は、こうして、香港島在住中国人は英国臣民として取り扱われること、香港島の中国人が中国のやり方で統治されるというのは英国の法

律・管理・指示の枠内においてであるにすぎないことを示した。

このほか、同年6月7日には、商人とその船舶は、「香港の港において、英国高官の保護を受け、自由に出入りし貿易を営むことができる……。英国政府に対して支払わねばならぬ輸出入税は存在しない……」とする、香港を自由港とする宣言がエリオットによりだされている。⁴⁶⁾

以上のような香港島の英国による包摂が進むなか、英国は中国をさらに戦争で追い詰め、1842年8月29日、ついに「南京条約」を締結させた。その第3条に、「英国臣民が必要とされる場合その船舶の損害を修理しかつこれに要する材料を貯えておく港を有することは明らかに必要かつ望ましいことであるに鑑み、清国皇帝陛下は英国女王陛下に香港島を割譲し、英国女王陛下およびその後継者は永遠にこれを所有し、英国女王陛下が適切と認める法律規則をもってこれを統治する」とある。これと以上2つの布告などによって、香港島という原初的空間、ならびにその中で伝統的な社会集団を構成していたわずかの中国人社会は、清朝の政治空間から仕切り出され、英国の主権のもとにおかれた政治空間の一部として独自の領域を構成することが確認された。

なお、阿片戦争により香港を占領した英国が香港島を自己の政治領域の中に編入したのは、正式に言えば、1843年6月26日に、南京条約をイギリス議会が批准したときである。

- 1) Hugh Edward Egerton, *The Origin and Growth of the English Colonies and of their System of Government*, Oxford: Clarendon Press, 1904, p. 112.
- 2) Ibid., pp. 117-120.
- 3) 矢内原忠雄『帝国主義下の印度』大同書院、1937年、125ページ。
- 4) David Harvey, "The Spatial Fix — Hegel, von Thünen, Marx," *Antipode*, 13 (3), 1981.
- 5) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Na-*

- tions, Edited by Edwin Cannan, 1937, New York : Random House, p. 606 ;
大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』II, 岩波書店, 1969年, 945 ページ.
- 6) Ibid., p. 601 ; 訳 939 ページ.
 - 7) Ibid., p. 574 ; 訳 901 ページ.
 - 8) "The Imperialism of Free Trade," *op. cit.*, p. 144.
 - 9) Ibid., pp. 151-152.
 - 10) Ibid., p. 157.
 - 11) Ibid., p. 160.
 - 12) Ibid., p. 159.
 - 13) Ibid., p. 157.
 - 14) E. J. Eitel, *Europe in China*, London : Luzac & Co. 1895, pp. 12.
 - 15) Ibid., pp. 4-5.
 - 16) 『イギリス資本と東洋』前掲, 72-74 ページ.
 - 17) G. B. Endacott, *A History of Hong Kong*, 2nd ed., Hong Kong : Oxford University Press, 1964, p. 10.
 - 18) *Europe in China*, *op. cit.*, pp. 75-76.
 - 19) 『イギリス資本と東洋』前掲, 79-80 ページ.
 - 20) Alan Reid, "The Steel Frame" In *The Thistle and the Jade*, Ed. Maggie Keswick, London : Octopus Books, 1982, pp. 14-18.
 - 21) "Free Trade with the Chinese," *Chinese Repository*, 2 (8), 1833, pp. 355-373.
 - 22) *Chinese Repository*, 2 (10), 1834, p. 476.
 - 23) *Chinese Repository*, 2 (8), p. 369. 1802年と1808年の2回にわたり、英国はポルトガル領マカオへの軍事攻撃を試み、1795年にマラッカを英国領にしたのと同様の志向を示した（マラッカは、16-7世紀当時、マカオ・長崎と並ぶポルトガルの東洋における拠点であった）。1808年秋には英国軍が約2ヶ月間にわたり実際にマカオを占領し、その間現地中国人の略奪なども行ったという。中国側がこの占領を支持せず、英国軍は撤退を余儀なくされたが、その後もマカオの英国植民地化という要求は根強くつづいていた。この主張がなされてまもない1835年に、マカオのポルトガル支配を象徴したカトリックの聖パウロ教会が焼失していることが、このことと関係をもたな

- いとは、断言できないであろう。Austin Coates, *Macao and the British 1637-1842: Prelude to Hongkong*, Hong Kong: Oxford University Press, 1966, pp. 92-101.
- 24) *Parliamentary Debates* 3rd. and 4th Will. IV. ch. 93, August 28, 1833.
- 25) *Correspondence Relating to China*, London: T. R. Harrison, 1840, pp. 14-15.
- 26) *Ibid.*, p. 27.
- 27) *Ibid.*, p. 51.
- 28) 『イギリス資本と東洋』前掲, 110 ページ.
- 29) *Correspondence* …… , *op. cit.*, pp. 325-326.
- 30) *Parliamentary Debates*, 3rd ser., vol. 18, Col. 700 (13 June, 1833).
- 31) "Coast of China," *Chinese Repository*, 5 (8), 1836, pp. 348-349.
- 32) *Europe in China*, *op. cit.*, p. 59.
- 33) Papers Delivered in by W. Jardine, Esq., Appendix to *Report from the Select Committee on China Trade* (House of Commons) 1840, pp. 186-187 に示された, ジャーディン・マセソン商会取り扱いの阿片の単価 (1838 年 7 月より同年 11 月).
- 34) *Correspondence* …… , *op. cit.*, p. 354.
- 35) *Ibid.*, p. 351.
- 36) *Ibid.*, p. 395.
- 37) *Ibid.*, p. 431.
- 38) *Memorials, Addressed to Her Majesty's Government by British Merchants Interested in the Trade with China*, London, 1840, p. 1.
- 39) *Ibid.*, p. 12.
- 40) *Parliamentary Debates*, 3rd ser., Vol. 53, Col. 950; 中村英勝訳「阿片戦争に関するイギリス議会の議事録」『歴史地理』82 巻 4 号, 1943 年, 24 ページ.
- 41) *Chinese Repository*, 11 (10), 1842, pp. 526-528.
- 42) *Chinese Repository*, 11 (11), p. 578.
- 43) Geoffrey Robley Sayer, *Hong Kong: Birth, Adolescence and Coming of Age*, Hong Kong: Hong Kong University Press, 1980, p. 93 参照. なお, 英国測量船サルファー号船長ベルチャーの文献ではこれを「1 月 26 日月曜日」

としているが、1841年に月曜日であるのは1月25日であるところから、セイアーは、この日取りを1841年1月25日の誤りであるとする。

- 44) *Chinese Repository*, 10 (1), 1841, pp. 63-64; 幾志直方解説『支那叢報解説』第10巻, 丸善, 1942年, 173-175ページ。ただし訳文はこれに必ずしも従わない。
- 45) *Ibid.*, p. 64.
- 46) *Chinese Repository*, 10 (6), 1841, p. 350; 『支那叢報解説』第10巻, 前掲, 182ページ。
- 47) *Treaties, &c., Great Britain, France, America, Russia, the Netherlands, & Portugal with China & Japan*, Shanghai: North-China Herald, 1861, pp. 18-19; 矢野仁一『アヘン戦争と香港』弘文堂, 1939年, 302-305ページ。ただし訳文はこれに必ずしも従わない。

第2章 香港の空間の植民地政庁による包摂

香港植民地の空間編成の歴史は、こうして10 km²をわずかに上回るにすぎない香港島という原初の空間から始まった。この、中国全体から見るならば、ほとんど「点」というべきスケールにあった香港島が、清朝の主権下での中国の政治制度からひとたび仕切り出され有界化されるやいなや、英国植民地の制度にしたがって、その空間の包摂の過程が新たに開始され、香港内部にその空間編成を刻み付けはじめたのである。

香港の領域は、その後九龍・新界に拡大したが、全部あわせても1,076 km² (1991年現在。埋め立てのため、この数字は年々僅かながら増大する)と、およそ東京都の半分の面積である。しばしば写真で紹介される過密な都市景観とあわせ考えれば、香港の経済・社会諸過程の根本に、原初の空間の絶対的欠乏の問題があるとの理解が生まれても不思議ではなからう。この考え方は、ある意味で正しくある意味で誤っている。新界地区には公的に開発されたいくつものニュータウンが広がるが、1991年ですら、

香港全体で、その機能のいかんを問わずなんらかの建物（統計上、これには貯水池も含まれる）によっておおわれている土地は、全体の19.5%と、2割にも満たない。また、農耕地・養魚池などとして生産目的で積極的に利用されている土地を加えても、23.6%と、全体の4分の1未満である。ただでさえ狭隘な香港の領域であるのに、4分の3が、林地・草地・悪地など、粗放的利用・ないし何らの利用もなされていない空間として残されている。¹⁾そしてその多くは、民間に地上権が貸与されていない官有地であって、今日の土木技術をもってすれば、政庁にその気さえあればすぐにも利用できる空間である。

なぜ、こうした空間編成が生ずるのか。われわれは本章で、まずこの問題意識から出発し、香港における空間包摂様式の歴史的過程を解きほぐして行くこととしたい。

(1) ウェークフィールドとイギリス植民地における空間包摂の様式

香港が英領植民地であるところからすれば、香港における空間包摂様式は、まず、従来より世界各地の英領植民地においてとられてきた独自の空間包摂様式との関連から考察されなければならない。そこでまず、この点につき、英領オーストラリアの植民地官僚であったウェークフィールド E. G. Wakefield の論点を見よう。

英領植民地において、英国の政治領域に取り込まれたことにより獲得された官有地を区画して期限ぎめで貸し付け (leasehold)、それにより得られた資金で労働者をヨーロッパから引き寄せたりインフラストラクチャーを整備したりするなど植民地経済の発展に必要な諸種の公共サービスを行うための資金をまかなう、という政策は、このウェークフィールドが提唱したものである。

独立した自由な小生産者が容易に再生産され拡大しうる条件が経済社会

のなかに存在するかぎり、社会はその中に、自らの労働力以外に販売するものがないため賃労働者とならざるをえない人々を見いだすことはできない。北米の旧英領植民地では、無限に近く広がるように見えた原初的空間が、ヨーロッパから移住してきた人々に独立自営農への転化という社会関係の変容を促した。このため、「賃金労働者から独立生産者への不断の転²⁾化」が発生し、「植民地には賃金労働者の従属関係も従属感情もない³⁾」という状態が生じてしまった。

このような失敗から学んで、ウエークフィールドは、植民地の原初的空間の包摂過程の公的な統制を主要内容とする次のような「組織的植民」論をあみだし、それをオーストラリアで実行して成功を収めた。彼は、その経験⁴⁾をまとめた書物のなかで、次のように述べている：

「土地の価格はむろん需給関係に依存している。……人口を増加させるか土地量を減少させることにより、[土地] 価格は上昇する。……人口数は当然政府に依存するものではないが、土地の量はそうであり、かくして政府は……人口の土地に対する比率を操作する手だてを有することになる」(p. 332)。「政府は、土地を小出しにいやいやながら払い下げることでもある」(p. 333)。「これまで英国政府は常に土地を無償で払い下げてきた」(p. 334)が、「1830 年の植民理論家たちは、われわれ [英国] の全植民地にわたり、未耕地無償払い下げの計画に終止符を打った」(p. 337)。「労働者が土地所有者になる前にそれなりの期間賃金めあてに働かなければならないことを強制する」ような「十分な土地価格」(p. 339)が存在する。「もし、売りに出される土地の量が十分に制限されていれば、新土地に対し十分な競争が生じるであろう。……十分な土地価格は……政府によって……売りに出される土地量の十分な制限によって決定されるであろう」(p. 354)。

かかる、「イギリス政府が多年にわたって実行してきた」、「植民地用として処方された『本源的蓄積の方法』⁵⁾」とされる空間包摂様式は、しかし

ながら、植民地経済の本源蓄積期にのみ特徴的なのではなく、またオーストラリアのような、無限に近い原初的空間の広がりを持つかのような領域においてのみ処方されるものでもなかった。

香港は、その領域が狭いぶん、もともと原初的空間という「資源」の希少性が、オーストラリアと比べものにならないほど高い。それゆえ、無政府的な乱開発に任せられるならば、経済が発展するにつれて原初的空間はやがて尽き、無秩序な空間編成と作用空間の絶対的欠乏がもたらす物理的限界の壁に資本蓄積が容易につきあたってしまう。だが他方、その「希少性」ゆえに、適切な政策さえとられるならば、香港では土地に対する「十分な競争」が容易に発生し、「十分な土地価格」が実現して、空間が持つ擬制資本としての性格が強化されやすい。

かくて香港でもまた、植民地成立の当初から今日にいたるまで、オーストラリア同様、注意深い計画のもとに、空間包摂に関わる基礎的な諸過程が植民地政庁によって公的に管理統制され、その上で作用空間の充用ならびに投機的利益を求める民間セクターによる競争が行われた。この過程は香港政庁に十分な量の収益をもたらした。香港には鉱物やプランテーション農業のようにみるべき天然資源はほとんどないが、この空間という「資源」の有効な管理統制を通じた経済発展の戦略により、香港植民地の経営は経済的に引き合うものとなったのである。

そこで次に、前章における香港植民地という原初的空間そのものの成立過程に関わる検討を受け、イギリスと香港植民地政庁がとってきた空間包摂の様式がもつ基本的な考え方を、香港植民地成立の時期・新界租借の時期・戦後再占領直後における中継貿易から工業化政策への転換の時期・新界における都市開発の時期、という4つの時期に分けて、検討することとしよう。

(2) 初期の香港植民地の展開と空間にかかわる諸政策

当時の英外相パーマストン卿が香港割譲に対し「一軒の家とてない荒れ果てた島 a barren island with hardly a house upon it」と不満をもらした、といういわくつきではあったものの、香港は実際には無人島でなかった。1841年5月15日に香港の官報に出された数字によれば、すでにおよそ7,450人の中国人が、人口2,000人を擁する赤柱 Stanley を筆頭に、20あまりの集落にわかれて、農業・漁業・採石業などに従事しつつ、島の南岸に定住していた。これに対しイギリス人は、中国との「貿易」のため、南風から守られ、九龍半島との間にある良好な停泊地を求めて、中国人原住民の居住がほとんどなく、荒蕪地のままだに残されていた北岸に定着の空間を求めた。商業・貿易・金融・サービス・居住など、主として中国との貿易に従事するイギリス企業やその従事者、そしてそれと結びついて働く移住してきた中国人などの存在のために、この北岸では面積需要が当初から高まっており、この目的に応えうるよう、獲得された北岸の原初的空間をどのようなかたちで需要者の間に配分するかは、植民地成立当初からの問題であった。

香港島を英国の政治フロンティアへ編入することが、ロンドンの英本国政府による南京条約批准によって正式に確定される以前から、香港島では早くも英国人がその経済・社会活動を景観の上に刻みつけていった。ごくはじめのうち、香港島の英国人による作用空間の充用はアドホックになされた。まず海軍が島北岸の西部、Belcher's Point と呼ばれる場所のすぐ東に、そして陸軍が、この海軍が定着した場所ならびに今日中環 Central と呼ばれる場所のすぐ東の2ヶ所に、それぞれ基地を構えた。阿片商人ジャーディン・マセソンも、中環のすぐ東側、こんにち Queensway と呼ばれる場所を自分で選んで自己の本拠の空間を確保し、建物の建設を開始し

た。この近くに、市場も同様に自生的に形成されてきた。⁷⁾

しかし、香港島北岸の面積はごく限られており、各主体によるこうした作用空間の自生的な拡大はすぐに原初的空間の物理的な壁にぶつかる。かくて、Chief Superintendent「香港政庁主任長官」として香港植民地の建設に力を注いだエリオットが最初にしたことは、香港島北岸の土地を、海に面する 100 区画と郊外の 100 区画をそれぞれ区分し、それを公開競売で払い下げる仕事だった。

1841 年 6 月 14 日、こうして、香港島北部の海岸沿い 38,749 m² について官有地の競売が行われた。その結果、ジャーディン・マセソン商会ら 27 の団体・個人が落札を受け、とりわけ同商会は、6 区画をこの時競売された地区の中央部に確保した。その購買面積は、5,308 m² と、全土地競売高の 14% に達していた。⁸⁾ 競売にかけられた土地の供給量が限られ、しかもダミーも含む多くの競売参加者が価格を吊り上げたため、競売により「目を見はる」ような収益が上がったので、エリオットはジャーディンやデントら、土地を手に入れた主要な商人たちに釈明しなければならなかったほどである。⁹⁾

1842 年 3 月 22 日に、すでに唯一イギリス皇室権力にのみ属する土地所有権の民間人による購入・すなわち英皇室が所有する香港の空間を個人が私有することは認められないことが、ポッティンジャーによって香港住民に告げられた。¹⁰⁾ 香港島を英直轄植民地とすることをとりきめた勅許状は、女王からの「憲章」として 1843 年 4 月 5 日に出され、同日付の皇室訓令は、香港の「土地が競売以外の方法で売却ないし貸与されてはならず、競売に際しては常に、十分に相応な価格ないしその年地代に等しい額の最低価格ないし指定価格をもって競りにかけられるべき」(強調は水岡)ことを指示した。¹¹⁾ その後も、土地払い下げは地上権競売として繰り返され、地代は、植民地政庁の財政収入の相当部分を占めるに至った。¹²⁾ 例えば、1844

年度には、政庁の歳入 14,523 ポンドのうち地代と土地貸与手数料合計で 9,385 ポンド (64.6%)、また 1845 年度には、同じく 12,517 ポンドのうち、地代と土地貸与手数料の計が 7,553 ポンド (60.3%) に達していた。¹³⁾

土地の区画・競売と並んで、Victoria Peak (554m), Mt. Parker (531 m), Mt. Kellett (500m) といった山名など、自然地理的諸事象について英語の名称が与えられ、¹⁴⁾ 香港植民地の経済・社会の基盤を形成する公共投資も、集中的にすすめられていった。香港の中心街となる Queen's Road 皇后大道が、インドのマドラスからの技術者によって測量され、600-1,500 人という大量の建設労働力を動員して民間諸施設の建設ペースに先んじて開かれ、郵便局・刑務所（当時主として海賊を収容した）等の公的施設も建造された。1842 年 3 月には、香港植民地の空間を管理・統制する第 1 次 Land Committee「土地委員会」が機能しはじめており、この委員会は、土地配分・境界設定・道路の設計計画・不法侵入の排除・不法埋立の規制など、空間包摂にかかわる全般的な権限を付与されていた。¹⁵⁾

1843 年 6 月 26 日、「南京条約」の批准書が香港で交換された頃から、香港の将来に確信を人々が抱いて民間の定住と都市空間形成は急速に進むようになり、同時にかかる暫定的な過程から作り出された空間包摂の枠組みは、次第に明確な制度的構造をとるようになった。1843 年 6 月 26 日のポットインジャーによる「宣言」により、香港島北岸に英国人がつくった都市に「Victoria」の名が与えられた。土地投機はうち続き、「わら人形が善意の買い手の人々をふみつけて地価をあげている」とマセソンすら嘆く状況となった。そこで総督は 1843 年 8 月 21 日、第 2 次土地委員会を、土地事務官・公共事業局長・測量官補佐・財政長官・法律顧問という構成員により設立した。¹⁶⁾

1844 年 1 月に、この土地委員会は、地上権の貸与期間は 75 年であることを、前年の英本国政府からの命令に従って答申した。¹⁷⁾ また、この地上権

供給に関わる植民地政庁の独占は、さきと同じ 1844 年の決定により、既存の土地のみならず、将来の海面の埋め立てによって得られる潜在的な空間にまで及ぶものとされた。これは、次章でもみるように、1066 年以来全国土領域を皇室所有とする英本国の封建制的土地制度の香港への導入で¹⁸⁾あり、同時に、慣行によって占有されていた香港島内に先住する中国人が占有していた空間の区画にもこの制度を押しかぶせることにより、中国人から自生的な空間との結合の権利を奪い、中国人原住民の土地を無償で収奪することを意味していた。

このように、今日の香港の空間編成様式の制度的原形は、香港植民地草創のわずか 3 年間に、英本国と英領植民地の空間包摂様式に基づきつつ形成され、基本的に今日まで受け継がれてきたのである。

(3) 新界の租借と新たな空間包摂の様式

香港島の植民地化の後、英国は 2 度にわたり、清朝の主権下にあった空間を仕切って香港植民地という政治領域の拡張を行った。

まず、1860 年 10 月の北京条約によって、英国は九龍半島の界限街以南とストーンカッター島を香港島同様に永久の割譲を受けるかたちで取り込み、ついで 1898 年 6 月 9 日の北京条約では、当時中国を蚕食しつつあった列強から香港植民地を防衛するという口実により、界限街以北深圳川までの区域と、大嶼山（ランタオ）島など周辺諸島を 1997 年 6 月 30 日まで 99 年間という期限つきで租借地として取り込んだ。このことは、同時に、その拡張した領域内にある空間包摂と編成にかかわる究極的な権利が、清朝ないし慣行的な中国人占有者の手から奪われ、英皇室権力 Crown に移行したことを意味した。

中国南部では古くから、空間の区画に対する権利が、「田底 subsoil 権」と「田面 surface 権」という重層的権利として存在していた。のちに新界

となる区域でもその例外ではなく、前者を「地骨」、後者を「地皮」と呼ぶ、二重の権利関係があった。前者が、いわば「地主」のように実際に耕作をしない者が有する空間の区画に対する基底的権利であるのに対して、後者は、いわば土地の用役権であり、実際の耕作者が空間と結びつく権利である。これが所有権の中に含めて認識されるのは、この用役権を「田底権」保有者が一方的に奪うことができず、用役権自体自由に転売可能で、しかも用役権保有者が小作人をとることもできる、という強い権利を「田¹⁹⁾面権」保有者がもっているからであった。

人口密度が希薄だった香港島ならびに九龍半島と異なり、新界では英国の植民地とされる以前から、すでに多くの中国人が高い密度で定住し農耕に従事していた。それゆえ新界の植民化過程では、この中国の伝統的な土地所有制度と植民地の土地制度との節合が直接の問題となった。英国はかくて、この重層的土地所有権のうち「田面権」のみを中国人の実際の耕作者に対して事実上認め、「田底権」を Crown land としてすべて英国皇室²⁰⁾のもとに回収することにした。

新界が英国に占領され、その政治フロンティアに編入されて異民族支配を受けることとなるに際して、中国人たちははじめてつよい抵抗の意思を示した。1899年4月、新界占領を目的として入域した英軍に対し、大埔地区を中心とする中国人の間で自然発生的な反英実力行使が起り、英軍は、香港植民地の歴史のなかではじめて、その植民地の領域内で中国人と実際の戦火を交えなければならなかった。この意味で、マルクスが「本来²¹⁾の植民地²²⁾」と呼んだ、無主地に近い原初的空間の単なる有界化としての植民化がなされた香港島や九龍半島と異なり、新界は、空間をすでにその領域のなかで十分高密度に編成していた中国人社会それ自体の植民地社会への節合を伴う、インド型の植民化を経験した領域であることになる。

新界が香港島ならびに九龍半島と異なるもう1つの、そしてより重要な

違いは、新界が、その領域に対する中国の潜在的な権益が失われていない期限ぎめの租借地であるという点にある。99年を経過後何の協約も当事者間にあらためて結ばなければ、その時点で英国は新界という領域に対する正統な統治権を一切失い、無条件で撤退しなければならない。このとき、新界の統治権は自動的に再び中国の主権のもとに戻され、英国統治の間に効力を持っていた空間包摂の諸制度ならびにその制度のもとで現実になされた空間利用調整それ自体が正統性を失って無効となる。

そもそも、新界の租借を取り決めた北京条約には、あらかじめ、次の一項が挿入されていた。すなわち、新界の「領域の範囲に含まれる住民からの収奪や住民の追い立てはなく、公の機関や防壁の設置、その他公的目的のために土地が必要とされるときには、公正な価格で購買される²³⁾」、とする規定である。

こうした理由のため、新界で英国は、香港島ならびに九龍半島とまったく同様の、英国による専一的な空間包摂様式を制度的に確立することはできなかった。中国人の慣習的な空間編成にかかわる制度が、新界では、英国の空間支配の下位にひとつの層として残ったのである。すなわち、中国人の慣行的土地所有は、この規定にしたがっていったん英皇室権力に移転付与され、植民地当局があらためて土地利用の現状を測量したうえで、あらためて「田面権」を保有してきた中国人に「一括地上権 block Crown leases」として下付される、という形式がとられた。この「一括地上権」と呼ばれる一筆の地上権のなかには、植民地化以前に存在していた多数の所有権・物件が一括して含まれており、このあたらしい地上権の内部でのみ中国人の慣行的な空間への権利が制限つきで容認されたのである。

もっとも、この慣行的土地占有権を植民地政庁（英皇室の代理者としての）が認めるといっても、実際にはあくまで、英領植民地の土地制度の枠組においてのことにすぎない。いったん新界のすべての空間包摂と編成の

権利を中国人から収奪して英国の支配のもとに取り込むことにおいては、香港植民地の他の領域といささかも変わりがない。この点を、1910年10月28日に公布され、幾多の改正を経ながらも今日なお新界の空間利用などについて最も基本的な法律となっている New Territories Ordinance 新界法例「新界法」第8条（新界の土地の英皇室権力への帰属）は、次のように定めている：

新界のすべての土地は、1900年7月23日から英皇室の所有物となり、そして英皇室の所有物であることをここに宣言する。そして、この土地をどのようなものであれ占有するものは、この占有が、英皇室から供与されるか、この法例にさだめるその他の権利によってか、あるいは総督ないし権限を有する政庁官吏からの認可によって承認されているほか、英皇室に対し不法占拠をおかしたものとみなす。

ただし新界法は、その第13条で「新界の土地にかかわるいかなる訴訟手続きにおいても、高等法院ないし地方法院は、かかる土地に影響を及ぼすいかなる中国の慣習や慣行的権利をも認めその実現をはかる力を有するものとする」と定め、中国人の慣習法が新界の空間の諸関係に適用されることを明示的に認めている。このことは、同じ香港植民地でありながら、九龍半島と香港島の区域については、かかる中国人の空間にかかわる慣習法の適用が判例により英植民地当局により一貫して拒否されてきていることと明確な対照をなして、香港植民地の両部分の性格の違いをうつつ²⁴⁾だしている。

このようにして新界でのみ認められる中国人による慣行的土地占有の形態としては、「堂 (tong)」ないし「族 (tso)」と呼ばれる中国人先祖伝来の土地に対する権利などの氏族・家族・親族単位での慣行的土地利用

clan land, 寺院敷地 temple land, 集落共有地 association land などもある。²⁵⁾ 新界に従前から居住していた中国人のなかで、こうした慣行的土地占有と空間の権利の維持をのぞむ者は、管理人を定め、新界法第9条・10条に定める政庁の機関である、New Territories Land Office「新界土地²⁶⁾事務所」に手続きをしなければならない。それによりはじめて、この管理人が「当該土地に関し、あたかも彼がその唯一の所有者であるかのごとく、土地事務官の同意のもとに、その土地を処分しまたはいかなる形においても取り扱う完全な権能を有する」(同法15条)ものとされる。この慣行的占有権は譲渡可能とされている。そして、「管理人」が3ヶ月間空席だったときには、その土地は英皇室権力により没収されることになっている(同条)。また、英国による占領の時点で慣行的土地占有権のもとにおかれず、潜在的に共有で、植民地化以前であれば中国人の経済活動の発展に伴うフロンティア拡張の場をなしたであろう未耕の山林原野のたぐいについては、そのまま英国の官有地として収奪され、従前のような中国人によるフロンティア拡張をつうじた新たな空間との自由な結合は阻止された。

租借地である新界にあっては、英国の主権が及ぶ期限が1997年6月30日までであるので、英国による空間包摂過程²⁷⁾がもつ政治的正統性も、すでに述べたように、この時点限りで失われる。このため、具体的にいえば、個々の空間の区画について英香港植民地政庁が貸与する地上権の期限は、この1997年をこえることができず、香港島・九龍半島では官有地地上権の貸与期限が一般に75年間であるにもかかわらず、新界では1997年6月27日が期限とされてきた。この点は、上にのべた中国人の慣行的土地占有権とかかわる一括地上権についても、同様であった。

(4) 香港再占領直後における香港植民地政庁の空間包摂様式

第二次大戦が終わり、英国が日本の降伏を受けて香港を再占領し植民地

統治を再開した直後から、中国本土では共産党が勢力を強め、それに呼応して中国人の難民が香港に流れ込んで、スクォッターとして官有地に住みつくようになった。さらに、1949年の中華人民共和国建国と、それに引き続く朝鮮戦争での国連と合衆国の対中制裁措置は、植民地成立以来の「中継貿易基地」としての香港の経済機能に根本的な転換を迫るものであった。こうした変化は、香港の空間スケールを、中国の一商業中心たる地点から工業生産・労働者生活のための面積ある場所に変えた。このことは空間の希少性を一層強め、さきに述べたウェークフィールド流の空間包摂様式が、政庁によって一層意識的に追求されなくならなくなった。

戦後の香港植民地における建造環境整備計画の基点をなすというべき1948年のアバークロンビー報告は早くも、「都市拡張ないし都市地区の拡張のための土地の欠乏」と「たくわえられている無限の移民の可能性」という2つの性格が同居している、という当時の香港に独特のロカリティーを指摘していた。同報告は、「この移民への性向に、あまりにも狭い空間で対応しなければならない」ことが計画上の問題であると述べ、ニュータウンの計画的整備を、この空間の希少性という問題の解決策のひとつとして提起した。²⁸⁾

もっとも、空間の希少性とかかわりにおいて、意図的な空間包摂の諸政策が必要であるとの指摘は、アバークロンビー報告が発表される以前から、政庁内部において、より一般的なかたちですでになされていた主張であった。香港植民地の建造環境の公的な生産にかかわって中心的な地位にあった Director of Public Works 工務司、「公共事業局長」は、1947年12月9日付覚書のなかで、植民地長官にあてて次のような提案を行っている²⁹⁾〈110/3091/7〉(強調は原文)：

これまで政庁は、道路やサービスを……民間の開発の必要をまかなうために、開

発がなされたあとで供給することに迫られてきた……。実際、道路とサービスの供給は開発の後追いで、先行するものではなかったために、本植民地の多くの区域では道路・水道・下水などの供給が不適切なものになっている……。／本植民地には見たところ建築に適した土地がないようであるが、もし、より大規模な開発を行うならば、ずっと多くの土地を建築のために準備することができる、と私は考えている……。政庁だけが、公共の利益のために、こうした開発をとりまとめ、そうした計画に財政的裏付けを与えることができる位置にある……。／今日、資材と労働費、ならびに公的な競売によって規定される用地費のために、住宅供給価格を引き下げる機会は、いかなるものであれあり得なくなっている。それゆえ、政庁がなんらかの形で住宅に助成しようとしないうちに、われわれはこの植民地で、異常に高い住宅価格水準ないし家賃に、これから何年も直面することになるだろう……。

以上からでてくる私の提案は、手短かにいえば：—

(a) 建築用地を整備することを含む将来の特定地区における土地開発は、このために設けられた組織を通じて政庁によってになわれ、財政的裏付けが与えられるべきである。

(b) このような開発の費用をまかなうため、土地の売却から得られる権利金と官有地地代の一部……は、土地開発基金のためにとりおかれるべきである。

この公共事業局長の提案をふまえ、Assistant Financial Secretary「財務長官補佐」は、空間を、富を政庁にもたらすものとしてとらえ、それを原資として公的な都市開発を明確に経済的利益を追求して行うよう、同月17日に、次のように財務長官に進言した〈110/3091/47〉(強調は水岡)：

われわれは、建築のために地区を開発し、用地をととのえ、道路や排水や水道を供給し、全費用を回収するに十分な価格、それどころかそれを少し上回る価格で販売しようということであろう。公共事業局長は、われわれが費用を回収すべきでなく、費用以下で用地を販売して住宅を助成しなければならぬ、と事実上考えているかのようであるが、私はそれほど悲観的にみたくない。……このやり

方だと、金持ちだけを相手にすることになる、という反論は誤解である。金持ちはどこかに住むだろうし、金持ちには、その新しい住居のため、われわれが搾りとれるかぎり多くの額を払わせよう。そしてそのあとに金持ちは、より恵まれない人々のため、より小さな住居を残してゆくだろう。

ここにわれわれは、戦後香港の公的な空間包摂様式の基調を貫く考え方、すなわち、資本蓄積と矛盾する空間の希少性を計画的な作用空間の開発と公的な建造環境整備によってのりこえ、しかもその開発・整備資金の源泉を官有地地上権の権利金や官有地地代など、当の希少性をもつ空間そのものに対する支払いを媒介として政庁に流入する富に求め、かつそこから政庁が利益すら得るという、第1節で述べたウェークフィールドの世界が、はっきりと表明されていることを認めることができる。香港という領域がもつ原初的空間の希少性は、資本蓄積にとっての制約でありながら、同時に、その希少性ゆえに、資本蓄積への空間的制約をとりはらう建造環境を整備するための経済資源を生みだし植民地経営の成功をもたらす積極的な契機として位置付けられていたのである。

その後、中華人民共和国が成立し、スクォッターに代表される香港の貧困諸階級の住宅問題は、政庁が直面するますます緊急の課題となっていた。このころ、この問題を解決するため、石とコンクリートでできた平屋建てバンガロー式住宅を建設・供給することが提案され、香港島の3カ所³⁰⁾にモデル住宅が建設された。これに対し、公共事業局長は1949年12月20日、香港が「土地に飢えている植民地」であるとして、植民地長官に対し次のような批判のコメントを行った〈4802/48〉(強調は水岡)：

バンガロー式住宅や二階建の家を、そこそこに散らばった小さな用地に建てることを許可するというのは、基本的に、そして経済的に不合理である。このために用いられる土地は、計画により容積率いっぱいまで開発されるべきであるし、

またそれは可能である。土地造成の費用が高いのは周知のとおりであるが、いったん造成された以上、そこから経済的報酬を獲得するためには、主任建築官が示唆しているとおり、高層団地を建設するしかない。

のちにこの立場は、一方で、九龍半島北部で九龍市街地に連担する「新九龍」と呼ばれる地区（国際法的には、新界の一部をなす）にある石硤尾³¹⁾に建設された高層のリセトルメント公営住宅、他方で香港の建物の高層化を許容する建築規制の緩和（1955年³²⁾）とそれに伴う民間の建設投資ブームへと、つながってゆくことになる。

（5） 1950年代—60年代：公的な郊外化過程における空間包摂の諸政策

以上のような、戦後香港の英国植民地支配が再開された直後の時期において打ち出された、公的な空間包摂様式の基本コンセプトは、その後、石硤尾の団地に端を発するリセトルメント計画の実行が軌道に乗り、また新九龍の東のはずれにあたる観塘での工業団地・ニュータウン建設が本格的になされてくる1950年代から60年代はじめにかけて、さらに深められ、より効果的なものとなっていった。

この時期に香港政庁が直面していた課題は、すでに事実上都市諸機能で満杯となった九龍・新九龍をはずれ、当時いぜん第2節で述べた「田面権」の転化した慣行的土地占有権に基づく農業が卓越していた新界内部へと都市を拡張し、輸出型軽工業を経済基盤産業とする大規模なニュータウンを建設することであった。この、ブルーカラー中心の公的な郊外化過程の遂行に際し、植民地政庁の新界統治最高責任者であった District Commissioner, New Territories「新界地区弁務官」は、1959年8月、*Urban Expansion into the New Territories* と題する覚書をまとめた〈1/5282/56〉。その中では、郊外化にかかわる空間包摂の政策的な考え方が、次の

ように展開されている（強調は水岡）：

……どんなに集約的に耕作しても、1 エーカーの土地は、2 家族をささえる家と生計費をもたらす以上のことができない。都市開発をすると、1 エーカーの平地は最高 1,000 人分の住宅か、軽工業に最高 120 人分の雇用をもたらすことができる。それゆえ、都市開発が起こりそうな地区では、農業よりも都市開発が優先する政策がとられなければならない。／……官有地の予備をとっておき、アトラダムに引き渡された農地と交換に秩序あるやり方でそれを切り分けて供与することをしないかぎり、開発はばらばらなものになるであろう。……農業地区で都市開発が予想される場所では、その近くの開発にふさわしい官有地があれば、開発を促進することができる。……／〔都市の拡張から発生する〕問題は、経済的なものというより、社会的および政治的なものである。正統的な権益は保護し、それをかき乱さなければならないときには正当な補償をするよう注意を払わなくてはならない。……この問題は解決できるし、その解決が、公的資金の相当の支出を引き起こすことはない、と言っておけば十分である。……／香港島北岸や山頂の開発をみるならば、地理的な難しさは絶対に開発を阻止するものではなく、莫大な工事を行えば丘陵の地方も開発できる、というのは正しい。しかしそれには時間と金がかかる。……もし平地あるいは浅海が利用できるなら、あきらかにそこが選択されるであろう。

この新界地区弁務官の覚書は、1940 年代後半に出された空間包摂にかかわる政策コンセプトをふまえつつ、都市が九龍の既存市街地から新界へと郊外化して行く過程でとられるべき公的な空間諸過程の基本を提示したものであった。ここでは、新界地区への計画的な都市拡張が、農業と非農業という空間充用形態の違いから生ずる、空間が支持しうる人口密度の差異という観点から正当化されていて、近郊農業を保護しようとする観点などはもちろんない。空間の低密度利用と高密度利用とが競合するところでは後者が土地利用競争に勝つ、という市場機構にもとづく土地利用調整過程をむしろ公的主体の手によって促進して、経済的合理性ある空間編成を

新界に積極的に実現しようとする政庁の意図が明確である。ここで、農業補償にかかわる主要な問題は「社会的および政治的なもの」とされている。すなわち、第3節で述べた1898年の北京条約の脈絡において、植民化される以前から存在していた慣行的な「田面権」を収取する際に生じる社会統合上の問題が、植民地政庁の主要な関心事だったのである。経済的に強調されているのは、農地収用の際に公的資金を費消しないですませることである。さらに、都市開発に際して未利用の「官有地の予備」＝原初的空間を計画的にリザーブしておくことの必要性も示されている。

この公的な郊外化過程のなかでもうひとつ政庁が危惧したことは、郊外化が都市建造環境の空間的拡散をまねき、空間の希少性がそこなわれ、それによって政庁の土地を経由する財政収入額に否定的影響が及びかねない、という問題であった。1960年5月19日付の、植民地長官補佐が財政副長官にあてた覚書では、この点が次のように述べられている〈1/5282/56〉（強調は水岡）：

工業開発の計画は、Junk Bay（將軍澳）から Castle Peak（屯門）まで [=新界のうち、九龍に近い南岸沿いの区域] の部分に制限されるべきである。 /……
もし、工業家たちが、指定された場所以外のどこへでも自由に行くことができたとしたなら、開発区域の土地価格が下落することも十分ありえよう。

また、1961年11月24日の Land Development Planning Committee「土地開発計画委員会」³³⁾ 会議では、議長である経済副長官と財政副長官によって、「もしある計画の承認が、将来政庁に多額の支出を必要とするものになるか、あるいは、土地からの収入に対し否定的影響を持つであろうときには、当該計画が承認される前に、財政長官にその財政的な意味あいを検討する機会を与えられること」〈1/5282/56〉（強調は水岡）が顧慮された。

さらに、Assistant Superintendent of Crown Lands (Planning)「官有地監督官補佐(計画)」の地位にある英人官僚が1960年8月13日付でまとめた *Town Planning — Future Policy* と題する文書では、次のように述べられている〈5165/57III〉(強調は水岡)：

土地は本植民地のもっとも重要な資産である。土地の価値は、しかしながらその利用によって規定されるもので、もしそれが不適切に、ないし賢明でないやり方で利用されるならば、それは負債になってしまう。／……それゆえわれわれの計画は、……効率を高め、生産と交換の費用を削減し、それによって生活水準をあげたり、計画の中に示されているより多くのアメニティに対して支払いができるようであったりするものでなくてはならない。

以上から、英皇室の官有地である香港の空間を、富を生み政庁に収入をもたらす「資産」として明確に位置付け、香港経済の資本蓄積過程にとって必要な作用空間の開発と効率的な土地利用編成、そしてさらにはさまざまな香港中国人に対する生活関連投資を、この空間を媒介として一層の富を政庁が吸収することと整合的な諸政策によって公的に達成してゆこうとする植民地政庁の空間包摂様式は、十分にあきらかであろう。

(6) 原初的空間の擬制的創出と新界開発：“Letter ‘B’”

このことは、輸出型軽工業発展をささえるブルーカラー主導の郊外化のため、新界という空間を植民地政庁が包摂することに、いくつかの空間的・社会経済的なジレンマが重なっていたことをも意味する。それを整理すると、次のようになる。

第一に、政庁による開発規模拡大は、新界において植民化以前から存在する土地の用役権の放棄を政庁が強いる結果をもたらす。香港でこのこと

は、単なる空間利用主体同士の競合にとどまらず、伝統的土地用役権の主体である香港中国人集団と土着英国人集団との対立という、植民地の社会・政治制度の根幹をゆるがしかねない社会的コンフリクトに発展しうる。

第二に、新界の開発によって地上権価格が高騰し政庁の財政収入が増大することが「植民地経営」のひとつの根幹的過程をなしているにもかかわらず、上記の社会的コンフリクトを回避するためには、新界に伝統的用役権をもつ香港中国人に多額の補償を払って開発用地を回収しなくてはならず、かえって財政資金の流出をもたらしてしまう。これでは、開発による「経営」の効果が減殺される。事実、開発用地に対して農地価格に基づく補償しか行わなかった 1950 年代前半には、中国人から土地回収に強い反対の動きが生じていた。³⁴⁾

第三に、現金での補償が多額であるからとて、未利用の官有地を代替地として提供しようとする、より大きな開発規模が必要とされて、開発コストが増加するばかりか香港の原初的空間そのものが尽きる方向に向かう。また、開発に適した空間が全体として増大する結果を生み、香港の地上権価格の高騰を支えるもうひとつの要因である建築可能な空間の希少性がそこなわれ、地上権価格が頭打ちとなって、「植民地経営」のメカニズムに否定的影響が及びかねない。

こうしたジレンマを一挙に解決し、スムーズな開発用地収用を行って建造環境整備を急速に進めるために植民地政庁が考案したのが、“Letter ³⁵⁾ ‘B’ ”と呼ばれる、原初的空間の擬制的な創造とその包摂をはかるたぐみな政策手法であった。

“Letter ‘B’ ”とは、大要次のような制度である。

1900 年制定の Crown Lands Resumption Ordinance 收回官地條例、「官有地回収法」に定められている補償が、開発事業にともなう土地収用によって新界の地上権保有者に対しなされる必要が生じた場合、この保有

者は、金銭で補償を受け取るか、あるいは、他の代替地を一定の条件のもとで提供するという「念書」(これを“Letter ‘B’”と呼ぶ)を受け取るか、いずれかの選択権を有する。金銭による補償の場合、官有地回収法第12条C項が、いかなる「期待や可能性」にかかわるもの(例えば、将来政庁がその農地を転用して建築を行う許可を与えるかもしれない、という期待や可能性)に対する補償の支払いをも禁じているため、現在農地である土地については事実上農地としての額の補償しか受けとれない。だが“Letter ‘B’”を選択すると、地上権保有者は、金銭の補償に代り、次のような2つの請求権のいずれかを選択できることになる。すなわち、①回収される農地と同面積の農地(回収されるのがもともと建築可能地の場合には、これと同面積の建築可能地)を他の場所に代替地として受け取る請求権、あるいは、②新界の都市開発区域に、回収農地面積5に対し建築可能地面積2の比率で、建築可能な土地を代替地として受け取る請求権。ただし後者の場合、農地評価額と、当該農地を政庁に引き渡した時点での代替建築可能地の評価額との差に基づく地上権権利金を、建築用地取得の際に政庁に追加して支払わなくてはならない。なお、どの土地が代替地として請求可能かについて、開発の初期の段階では限定されていたこともあったが、その後政庁が開発に際しその計画の一環として代替地を用意する努力を必ずしも行わなくなったのと引換えに、1968年から、すべての“Letter ‘B’”は新界のどの地区にも有効であるとされるようになった。

この“Letter ‘B’”による建築可能地請求権は転売可能で、市場で自由に売買できる。例えば、民間デベロッパーは、“Letter ‘B’”を買い集めて、開発用地を仕入れるためにこれを使うことができる。建築可能な代替地の評価額は年々上昇するので、“Letter ‘B’”の保有者が建築用地を手に入れるため追加的に支払わねばならない地上権権利金の額は、ふるい時代の“Letter ‘B’”ほど少なくすむ。さらに、1974年からは、同じ土地区画に

ついて競合した場合、もっともふるい日付の“Letter ‘B’”を呈示した者が地上権を獲得することとなった。要するに、“Letter ‘B’”は、ふるくなるほど価値があがる。また、“Letter ‘B’”は不動産価格の動向に応じて価値をかえるから、投機的手段にもなる。

以上のような性格をもつ“Letter ‘B’”は、さきにのべたジレンマの解消に、次のような効果をもたらした。

まず、ふるい“Letter ‘B’”ほど価値があがるという特質は、わが国の公共用地収用ならばつきものの「ゴネ得」行動を無意味なものとした。用地回収に応じることを拒否して交渉を長引かせるほど“Letter ‘B’”の日付は新しくなり、それだけその価値は相対的に下ってしまう。自らの土地が官有地回収法に基づき官報に公告されたら、1日も早く回収に同意し、“Letter ‘B’”を受け取るほうが有利である。“Letter ‘B’”を受け取ったら、それを保持していてもよいし、“Letter ‘B’”の市場で売却し現金を取得することもできる。売却したとき、この“Letter ‘B’”を政庁から受け取った土地保有者は、政庁ではなく、民間より補償に相当する現金を受け取ることになる。市場で、“Letter ‘B’”の価格は、将来に建築用地を獲得することへの期待と、発行される“Letter ‘B’”の量との関係という需給関係、ならびに“Letter ‘B’”なしで土地を手に入れる場合の権利金の額と“Letter ‘B’”請求権を用いて土地を手に入れる際の支払い額との差を反映して形成される。

つまり政庁は、“Letter ‘B’”を出せば、開発のための用地回収に補償資金を用意する必要が事実上ないばかりか、代替地請求権すべてに相当する建築可能な空間をただちに用意する必要もない。なぜなら、“Letter ‘B’”³⁶⁾はふるくなるほど価値があがるため、政庁自身が認めるとおり、それを保有する人々には、その代替地請求権の実際の行使をできるだけ遅らせるインセンティブが働くからである。それゆえ、代替地提供が建築可能地の実

物的な供給増につながって空間の希少性を損ね、地上権権利金の高騰に制限を加えることもない。事実 1974 年から 1977 年の 4 年間に “Letter ‘B’” 保有者に対する代替用として政庁が用意したのは、元朗といった遠方のあまり魅力のない土地などに限られ、その面積は全部で約 4.37 ha (470,557 平方フィート) にすぎなかった。これに対し、“Letter ‘B’” によってつくりだされた建築用地の請求権の量は、この同じ 4 年間に、約 84.79 ha (9,126,732 平方フィート) と、およそ 20 倍の面積に及んだのである。そして、未だ行使されていない請求権の大部分は、大規模なデベロッパーの手に集中されていたとされている。³⁸⁾

このように “Letter ‘B’” は、実際に存在しない原初的空間を創造して擬制的に香港の領域を広げ、さらにこの「虚偽の空間」を擬制資本化して、香港の社会統合上の問題を回避しつつ、開発可能地の希少性を損ない地価下落を生まないようにしながら、補償金による財政への過度の負担なく開発用地だけ早期に回収するという、「一石多鳥」の奇策だった。空間を「資源」とし、その包摂様式を重要な政策変数としてなされた英国人の香港植民地経営は、かくてついにその領域の広がり、絶対的な制限性をジレンマなく回避する策え編みだしたのであった。

(7) 土地需給の政策的コントロールと植民地政庁の財政

以上から明らかのように、香港の空間包摂様式のかなめにあるのは、本章第 1 節のウェークフィールドも主張した土地供給量統制であり、供給統制の戦略的目標は、英国人による自立した「植民地経営」のための、地上権価格維持と財政収益極大化とにある。この点を、政庁が公開の競売により供給した地上権の動向について、比較的整備された統計が公開されている 1979 年から 1990 年までの期間にわたる回帰分析によって検討しよう。

政庁による地上権供給量 (L) を説明する変数としてまず重要なのは土

地に対する需要動向であると考えられる。土地に対する有効需要量が拡大するときには、それにみあって供給を増大させることで財政収益をより大きくできるし、逆に有効需要量が収縮するときには、供給量を減らして地上権価格を維持すればよい。この有効需要の動向は、経済成長率 (X_1 , 実質域内総生産に基づく), ならびに政庁に対して支払われた実際の地上権売却収入 (X_2) という2個の変数によって知ることができるであろう。ただし、政庁が地上権供給量を決定する際に参考にする変量は、実際に供給が行われた年 t の前の年度である $t-1$ 期のものであり、そのトレンドが基本的に続くものとして供給量に関する意思決定がなされざるをえない。それゆえ、この2個の変数については、実際に供給がなされた年の前年の変数が実際の意味をもつ。

これとならんで政庁は、自己の財政収支 (変数 X_3) との関わりで地上権供給量を調整しうる。次年度の財政収益が多く見込める時はあえて多くの地上権を供給し希少性を損ねる必要もないし、逆に収益があまりなければ、より多くの地上権供給による収入増を図らねばならない。それゆえ、実際の意味をもつのは、次年度である $t+1$ 期の政庁財政収益であろう。

以上3つの変数 (表 2.1) を用いて重回帰分析を行ったところ、次のような回帰式を得た (() 内は t 値):

$$L_{(t)} = 28868 + 17943 X_{1(t-1)} + 20.39 X_{2(t-1)} - 9.87 X_{3(t+1)}$$

$$(1.234) \quad (2.157) \quad (1.938) \quad (-1.960)$$

$$R^2 = 0.65.$$

分析の対象となった1979年から1990年のあいだは、香港返還にかかわる英中交渉が行われたため、経済活動や政庁の意思決定が、政治・社会の経済外的要因によってとりわけ大きく動かされやすい時期であった。このことを考慮するならば、この分析結果は、上記のわれわれの仮説が、政治的・社会的な個別性を乗り越えてかなりの程度貫徹していることを裏書き

表 2.1 政庁の地上権供給動向

年	L 地上権貸与総面積 (m^2)	X_1 実質成長率 (%)	X_2 政庁の地上権収入 (百万香港ドル)	X_3 財政黒字 (百万香港ドル)
1979	121,185	12.76	2,228	292.4
1980	422,991	11.69	9,048	669.7
1981	656,121	9.41	6,573	653.5
1982	372,191	2.38	4,817	-792.5
1983	329,116	6.32	585	-2,533.1
1984	114,560	9.79	789	2,424.2
1985	230,271	0.19	3,222	2,850.2
1986	191,484	11.09	3,325	5,899.0
1987	179,050	14.53	4,108	12,501.8
1988	478,535	8.29	7,619	16,066.4
1989	262,763	2.84	12,292	11,063.7
1990	159,189	3.21	3,264	3,967.1
1991	270,682	4.17	10,116	22,508.5

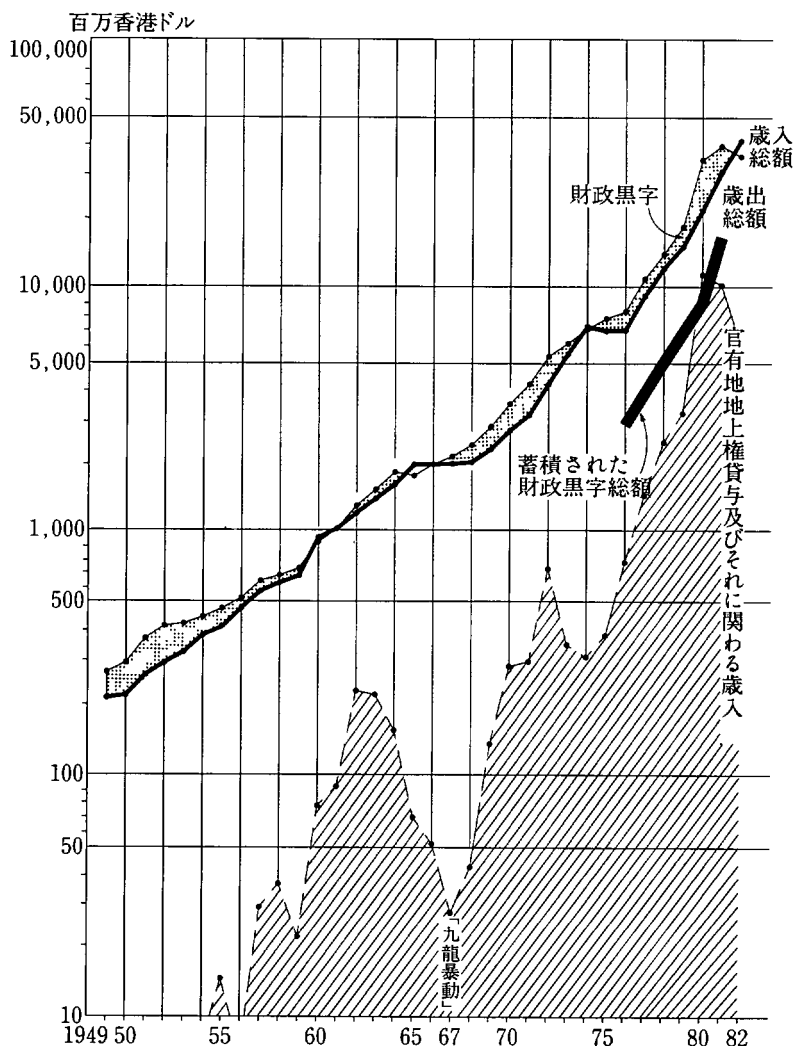
(出所) HK Government, *Annual Digest of Statistics*, various years

するものといつてよいであろう。すなわち、政庁による地上権供給量は、前年度の土地に対する有効需要量に対し正の方向に動いて収益拡大を指向し、次年度の財政収益に対しては負に動いて、そのスタビライザーとして機能していることを示している。

このことから、香港政庁の財政がもつ特異な構造が浮かび上がってこざるをえない。

まず、1949年から返還交渉直前の1982年までの期間について、戦後香港政庁の財政を概観すると(図2.1)、次の2点が他の先進資本主義諸国の財政と比べた顕著な特徴として浮かび上がってくる。すなわち第1に、ケインズ主義的な有効需要創出のための多額の公債発行と財政赤字が通例の先進資本主義諸国と異なり、香港政庁の財政は、返還が決定された当時の一時期を除き、連年財政黒字が続いていること。第2に、歳入のなかに占める官有地地上権売却収入の比率が高く、返還決定までは、直接税とな

図2.1 戦後香港植民地政庁の財政（歳入・歳出）動向と地上権貸与



(出所) 1949-1975: Ho, H. C. Y., *The Fiscal System of Hong Kong*, London, 1979
 1975-1982: H. K. Government, *Hong Kong*, various years, Hong Kong

財政黒字額: H. K. Gov't
 1981-82 *Budget*, pp. 56-57

表 2.2 土地・建物から獲得された香港政庁の収入（金額は名目値）

年 度	経 常		資 本		R+C(%)
	金 額 百万香港ドル	政庁総収入比 (%) (R)	金 額 百万香港ドル	政庁総収入比 (%) (C)	
1947/48	15.7	9.6	9.1	5.5	15.1
1949/50	30.6	11.6	4.8	1.8	13.4
1951/52	48.2	15.6	4.6	1.5	17.1
1953/54	59.6	15.0	11.7	2.9	17.9
1955/56	76.2	16.8	24.8	5.5	22.3
1957/58	97.3	16.7	40.3	6.9	23.6
1959/60	114.8	17.3	34.9	5.3	22.6
1961/62	176.3	17.1	120.7	11.7	28.8
1963/64	212.9	15.3	230.5	16.5	31.8
1965/66	317.1	19.4	107.4	6.6	26.0
1967/68	382.8	20.2	65.4	3.4	23.6
1969/70	420.6	17.0	152.5	6.1	23.1
1971/72	498.0	14.1	328.2	9.3	23.4
1973/74	782.7	14.7	453.7	8.5	23.2
1975/76	1,051.7	15.5	478.5	7.0	22.5
1977/78	1,459.5	13.7	2,111.8	19.9	33.6
1979/80	1,816.0	10.5	3,429.2	19.8	30.3
1981/82	2,647.4	7.6	10,995.8	31.5	39.1
1983/84	3,194.6	10.1	2,871.4	9.1	19.2
1984/85	3,661.5	9.7	4,836.0	12.8	22.5

注：「政庁総収入」は一般会計歳入と市政局歳入から成り、この両者間の取引は捨象されている。開発融資基金のようないろいろな基金は含まれていない。経常収入には、固定資産税・不動産税・官有地地代・その他海水浴場使用料や官有地臨時使用料など細かいものから成る。資本収入は、主として地上権販売・地上権貸与条件の変更、そして少額ではあるが土地ないし建物の契約の際の印紙税を含む。
 (出所) *Shek Kip Mei Syndrome, op. cit., p. 97*

らんで香港政庁の財政収入の根幹部分をなしてきたという事実である。

はじめに、政庁の歳入に占める地上権売却収入の比率を検討しよう。表 2.2 にみるように、地上権払い下げ収入は、一貫して政庁の財政収入のうちに相当の比率を占め、とりわけ 1980/81 ならびに 1981/82 の両年度においては、3 割前後という高率になっている。返還交渉がはじまった 1982/

83年度以降は、この比率も、また売却収入そのものも急減するにいたったが、地上権払い下げ収入が政庁の財政の相当部分を占めていた1981/1982年度まで、この収入は、巨額の財政黒字をもたらす大きな要因であった。1977/1978から1981/1982年度までの黒字額の平均は、1年に約38億香港ドルであり、1980/81年度の黒字は、66.97億香港ドルと、財政収入の22.1%に及んだ。

このような財政黒字は、決して、収支見積りが狂ったというような偶発的結果によるものではない。1980年代はじめまで、政庁は、黒字率15%を予算編成の際のガイドラインとしていた。しかも、政庁の財政は単年度主義であって、この黒字は次年度に繰り越されることなく、そのまま政庁のもとに、一般会計とは別の資産として蓄積される。1981年4月現在、この黒字の蓄積総額は153.4億香港ドルで、香港ならびに他の諸国の通貨・利付銀行証券などの形で、13ヶ国に分散されて運用されていた。この蓄積の用途として政庁が主張するのは、第1に、不確定な責任 contingent liabilities に対応し、国際資本市場において香港政庁に対し信用供与がなされる際の保障とするため、第2に、財政が赤字となったときの予備基金、第3に、地下鉄公社など公共事業に対する出資のための投資資金、⁴¹⁾の3点である。要するに、この財政蓄積は、植民地政庁にとって、グローバルにはすでにアナクロニズムになって久しい制度のもとでなお、みずからが英本国から政治的に自立して香港を支配するための経済的な裏付けであり、同時にまた、香港中国人たちの汗がもたらした果実や外国から流入した資金を地上権権利金として吸い取ることを通じて、すくなくとも15%の利潤率があがることが期待される、文字どおりの「植民地経営」なのであった。1991年度末までに植民地政庁が蓄積した余剰は、991億香港ドル（約1.4兆円）に達している。

こうした、政庁の主張する地上権権利金収入の用途には、ハーヴェイら

の主張する「資本の第2次循環⁴²⁾」の過程と関わって、興味深い点が含まれている。第1に、他の先進資本主義諸国であれば、過剰資本を公債発行によって吸収することでファイナンスされるはずの公共事業が、香港では、官有地上権貸与によって得られた償還の必要のない資金の投資によってファイナンスされている。第2に、他の先進資本主義国からの過剰資本による信用供与を香港政庁が公共事業の際に受け入れる際の保障、すなわち、グローバルな「資本の第2次循環」の回路が進行する過程での触媒の役割を、この地上権売却収入がはたしていることである。

しかも、土地がすべて国有であるということは、必ずしも投機をなくすることにつながらない。むしろ香港でこのことは、民間部門での資本蓄積による土地需要の増大と不動産部門での「自由放任的」投機を前提としつつ、空間という「資源」からできるだけ多くの地上権貸与収入を確保するために地価の高騰をはかり、それを基盤に、次章で述べる香港の英系白人の本国からの自立と、白人少数者による中国人多数者支配という政治を可能にすることに貢献した。そして、この空間的社会過程の持続のためには、資源をよく保持・涵養しておかなければならない。このために役立つ原初的空間の予備こそ、本章冒頭で述べた特異な香港の景観だったのである。

- 1) Census and Statistics Department, *Hong Kong Annual Digest of Statistics*, 1992 ed., Hong Kong, 1992, Table 1.5.
- 2) Karl Marx, *Das Kapital*, 1. Bd., Berlin: Dietz Verlag, 1962, S. 797; 資本論翻訳委員会訳『資本論』第1巻第4分冊, 新日本出版社, 1983年, 1316ページ.
- 3) Ibid., S. 798; 上掲訳, 1317ページ.
- 4) Edward Gibbon Wakefield, *A View of the Art of Colonization: with Present Reference to the British Empire*, London: John W. Parker, 1849. 以下同書からのページ数は、本文中に()書きで示す。

- 5) *Das Kapital*, *op. cit.*, S. 801; 『資本論』前掲訳, 1323 ページ.
- 6) *Chinese Repository*, 10 (5), 1841, p. 289.
- 7) *Hong Kong: Birth, Adolescence ……*, *op. cit.*, pp. 98-100.
- 8) *Chinese Repository*, 10 (6), 1841, pp. 350-351.
- 9) *Hong Kong: Birth, Adolescence ……*, *op. cit.*, pp. 111-112.
- 10) *Hong Kong: Report of the Year 1963*, Hong Kong: Government Press, 1964, p. 6.
- 11) Ibid. p. 7; 「憲章」本文については, *Chinese Repository*, 12 (7), 1843, pp. 379-381 を見よ.
- 12) 1849 年までは, 地上権価格でなく年間地代額を競争入札する方式であった (*Hong Kong 1963*, *op. cit.*, p. 12).
- 13) *Return of the Annual Receipt and Expenditure of the Colony of Hong Kong*, London: Colonial Office, 1846, pp. 3-4.
- 14) *Europe in China*, *op. cit.*, p. 124. 後二者の中国語名は今日でも, 奇力山・柏架山と, 英語を音訳した当て字で, 中国語本来の山名は存在しない.
- 15) *Chinese Repository*, 11 (3), 1842, p. 184.
- 16) *Europe in China*, *op. cit.*, p. 194.
- 17) Ibid., ただし 1849 年から 50 年間にわたり, 地上権貸与期間が一部 999 年とされたことがある (*Hong Kong 1963*, *op. cit.*, p. 11).
- 18) ただし香港では, イギリス本国で認められている自由保有不動産権 freehold は, 中環地区に建つ英国教聖ジョン教会の敷地に対して以外認められていない (V. A. Penlington, *Law in Hong Kong*, 2nd ed., Hong Kong: Federal Publications, 1986, p. 227 参照).
- 19) Maurice Freedman, *Lineage Organization in Southeastern China* (*London School of Economics Monographs on Social Anthoropology* No. 18), London: Athlone Press, 1958, p. 15.
- 20) Michael J. E. Palmer, "The Surface-Subsoil Form of Divided Ownership in Late Imperial China: Some Examples from the New Territories of Hong Kong," *Modern Asian Studies*, 21 (1), 1987, p. 67.
- 21) 英国による新界占領過程については, Peter Wesley-Smith, *Unequal Treaty 1989-1997: China, Great Britain and Hong Kong's New Territo-*

- ries, Hong Kong : Oxford University Press, 1980, pp. 45-67 を参照.
- 22) *Das Kapital*, *op. cit.*, S. 792 ; 『資本論』前掲訳, 1308 ページ.
- 23) 条約中第 5 の条文.
- 24) Sarah Nield, *Hong Kong Land Law*, Hong Kong : Longman, 1992, pp. 179-182.
- 25) *Law in Hong Kong*, *op. cit.*, pp. 223-226.
- 26) 以下, 戦後香港政庁の行政機関名については, 初出の際に英語名をまずあげ, 必要に応じて中国語名を付け加えたあと, 「 」がきで相当する日本語訳を記すこととする. 二度目からは, 主として日本語名で行政機関を言及する.
- 27) 中国が要求した香港返還交渉に英国が応じざるをえなかったのは, ひとつに, 英国ならびにその制度のもとで現在新界の空間を占有している人々 (中国人を含む) が, 1997 年 6 月末にこの事態に直面せざるをえなくなるからであった. この交渉の結果, 1984 年 12 月 19 日の香港問題に関する共同声明の附属書 III において, 1997 年 6 月 30 日以前に期限が切れる地上権については, 最長 50 年間の延長が可能となった. この規定にしたがって, 新界植民化に際して Crown Land として英国に回収された「田底権」は, 「土地国有」を明確に規定した中華人民共和國香港特別行政區基本法第 7 条のもとで, 最長で 2047 年 6 月 30 日までそのまま中華人民共和国の国有地となり, 現行の空間包摂様式が基本的に維持されることとなった.
- 28) Sir Patrick Abercrombie, *Hong Kong : Preliminary Planning Report*, Hong Kong : Ye Olde Printerie, 1948, paras. 5 and 15. アパークロンビーは, 戦前ロンドンの建造環境整備計画などに携わった経験をもつプランナーで, この計画は, 香港総督が行った, 英本国植民地省管轄の植民地開発厚生法 Colonial Development and Welfare Act に乗せるために必要な開発計画の依頼 (1947 年 8 月) をうけて作成されたものである.
- 29) 以下, 香港政庁の内部文書ファイルからの引用は, ファイル番号を 〈 〉で囲んで示す. これらのファイルは, 香港政庁の公文書館である Public Record Office あるいは Record Management Office に所蔵されている.
- 30) *China Mail*, June 6, 1949.
- 31) 事実, 石硤尾のスクォッター地区の大火のあと, 焼けだされた人々の恒久的救済のため平屋建てバンガロー式住宅を建てるという案が「香港には惨め

- なほど少ない土地を無駄使い」するものであるという点は、総督自身ものちにふりかえって認めていた。Alexander Grantham, *Via Ports: From Hong Kong to Hong Kong*, Hong Kong: Hong Kong University Press, 1965, p. 156 参照。
- 32) David Drakakis-Smith, *High Society: Housing Provision in Metropolitan Hong Kong 1954 to 1979*, Hong Kong: Centre of Asian Studies, HKU, 1979, p. 50.
- 33) この委員会は、1975年にLand Development Policy Committee（土地發展政策委員會，「土地開発政策委員会」，次章第3節参照）となったものの前身である。1961年当時，副長官クラスの9名からなるこの委員会の構成員は，すべて英国人官僚であった。
- 34) *Report of the Working Group on New Territories Urban Land Acquisitions*, Hong Kong: Government Printer, 1979, p. 57 参照。“Letter ‘B’”制度の説明は，本報告 pp. 55-65 参照。さらに pp. 75-84 には，“Letter ‘B’”の見本が所収されている。
- 35) “B”があれば，“Letter ‘A’”というのも当然ある。両者の差異は，土地の権利の植民地政庁による回収が，官有地回収法によって，官報に政庁が「公共目的」に必要な土地と公告してなされるかどうかによっている。“B”が公告される場合，“A”が公告されない場合である。1960年～70年代の新界開発では，公告をとまなう“Letter ‘B’”が一般的であったため，“Letter ‘B’”が，事実上この土地回収制度の代名詞のようになった。
- 36) ……*New Territories Urban Land Acquisitions*, *op. cit.*, p. 6.
- 37) *Ibid.* Enclosure 2, p. 84A. ただし，ここに示されている“agricultural land”の面積を，5分の2倍して算出した。
- 38) *The Shek Kip Mei Syndrome*, *op. cit.*, p. 46.
- 39) Census and Statistics Dept., *Hong Kong Annual Digest of Statistics*, 1992年版ならびに1983年版。なお，地上権貸与総面積に，1983年になされた海面21万m²の貸与分は含まない。
- 40) 返還にかかわる英中合意の前と後とを区別するダミー変数を上式に追加的に投入すると， $R^2=0.73$ に増大する。
- 41) Hong Kong Government, *Budget: '81-82*, Hong Kong, pp. 54-57.

- 42) David Harvey, "The Urban Process under Capitalism : A Framework for Analysis," *International Journal of Urban and Regional Research* 2 (1), 1978, pp. 106-107 ; 水岡監訳『都市の資本論』青木書店, 1991年, 20-22 ページ.

第3章 香港の空間包摂の主体 ——植民地の統治装置と空間編成の「ゲイトキーパー」たち

前章でわれわれは、香港植民地政庁が、その支配する原初的空間のひろがりをも「植民地経営」の不可分の契機とするためにとった空間包摂の諸様式について考察した。次に本章では、この空間包摂を行いつつそれにより存立する主体である香港英国人支配層の性格、とりわけて本論文の課題と関係の深い空間編成の「ゲイトキーパー」の諸性格に関して、さらに立ち入って考察する。ただし、周知のように、香港の英国人による植民地支配は1997年6月末で終わることになっており、中国への主権返還の過程で、現在政治諸機構などにも大きな変容が生じている。このため本論文では、具体的な考察対象を、本論文の分析対象との関連において、香港の英国人による支配がより純粋な形態で行われていた時期、すなわち第二次大戦後の英国による香港再占領が定着し、かつ香港返還にかかわる英中交渉がまだ始まっていない、1970年代に主として設定することにした。

(1) 香港植民地の政治制度

勅許状と皇室訓令

香港は、独立国と異なり、その領域における政治・社会構造を規定し、またそれによって域内の空間包摂様式に関してもその基本を決定する最高の法規としての「憲法典」を持っていない。これに代わって、憲法に相当

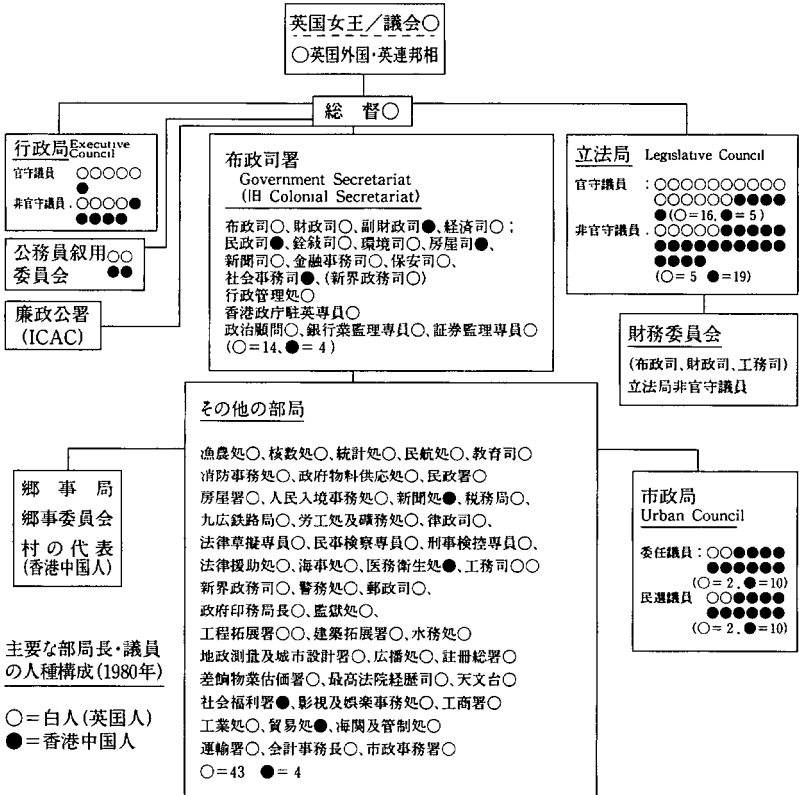
する機能を当初はたしたのが、前章第2節でふれた、ヴィクトリア女王が1843年4月5日に発し、南京条約批准とともに発効した Royal Charter of the Island of Hongkong (「1843年憲章」)であった。

その後、1917年2月14日に発布され同年4月20日に施行された「勅許状」(Letters Patent, 英皇制詔)、ならびに「勅許状」と同じ時に発布・施行されたイギリス皇室権力からの「訓令」(Royal Instructions, 「皇室訓令」)がこれに代った。香港が英植民地であることを遺憾なく示す、イギリス皇室の紋章が刻まれ「Colony of Hong Kong」と明記された赤い表紙を持ったこの勅許状と皇室訓令は、現在の香港の総督・行政・立法・司法・そして官有地払い下げやそれとかかわる空間計画について、その基本を定める、香港の最高法規である。このうち、勅許状が主たる規定で、訓令は細かい点に関するいわば「施行規則」的な位置にある。

この勅許状と皇室訓令は、英領香港の政治・社会にとってこのように根幹的な意味を持つものでありながら、わが国の香港研究で従来言及されることはめったになかった。これは、日本や合衆国その他の独立諸国で、政治的・社会的諸問題がしばしば「憲法」とのかかわりにおいて論議され、「憲法」の存在が常に一般市民にも意識されている状況とは対照的である。しかしながら、この2つの規定が死文化した単なる過去の歴史的遺産などではなく、今日の香港の政治・社会において実効的な意味をもっていることは、勅許状が戦後1991年までに計14回改正されたという事実からも明らかである。例えば、英国の香港植民地支配の末期に行われた香港の代議制度の民主化も、この勅許状と皇室訓令の改正にその究極の法的根拠をおいている。

そこでまず、この勅許状と皇室訓令に即して、香港の政治組織一般について概観しておこう(図3.1)。

図3.1 香港政庁の組織 (1976年)



(出所) Cheng Tong Yung, *The Economy of Hong Kong*, Hong Kong : Far East Publications, 1977, pp.16-17.

Government Secretariat, *Civil and Miscellaneous Lists*, Hong Kong : the Government Printer, 1980.

(注) 香港政庁の機関名は、ここでは原則としてすべて中国語名を用いている。

行政評議会と立法評議会

勅許状の第1条は、香港植民地に総督 Governor をおき、この総督は「御名御璽」のある辞令、すなわち皇室権力によって任命されることを定めている。ついで第2条では、総督に「この勅許状・御名御璽によってだされた訓令……により、その職に属するすべてのことをなし執行する権限と権力を付与し、命令する」としている。すなわち、香港総督は、英皇室権力から香港というその所有する政治空間の統治を委任され、そのために皇室から付与された権力によりその統治を実行する地位におかれている。

第5条は、香港にわが国の内閣に相当する Executive Council（行政局、わが国では「行政評議会」と訳されている）を設立するとし、これを皇室訓令第10条「勅許状によって総督に付与されている権力と権限を執行するにあたって、……総督は行政評議会に諮問しなければならない」とする規定によって、これを総督の諮問機関と位置付けている。しかしながら、その構成員は、同第8条で行政評議会議長となると定められている総督自身（Governor-in-Council）のほか、皇室訓令第2条によって、在香港イギリス軍司令官・Chief Secretary 布政司（以前は、Colonial Secretary、すなわち「植民地長官」と呼ばれており、香港土着の英国人官僚の最高の地位であった。1993年から、ようやくこのポストに香港中国人が任命された）・Attorney General 律政司「司法長官」・Financial Secretary 財政司「財政長官」が当然職 ex officio として加わり、この他に官守（公務員）・非官守（民間人）という2つのカテゴリーに任意の人物を総督が任命することができるようになっている。すなわち、総督は、常に自らの意向にそった人物によって行政評議会の多数派を構成することが理論的に可能である。しかも、同第10条は、官僚の懲戒・任免、重要でない問題・緊急の問題については総督が行政評議会に諮問しないでよいと定め、同11条は総督のみが諮問ないし決定を行政評議会に求めることができ、総

督が諮問を拒否した問題があっても一般の行政評議会メンバーは自らそれを議題にできないこと、また同 12 条は、総督が行政評議会の答申に反して行為しうることを定めている。このように、総督の権限は絶対で、行政評議会に対する総督の政治的地位は、議院内閣制をとる国の総理大臣の比ではない。1980 年の時点で人種別構成をみると、官守議員 6 人のうち 5 人、非官守議員 9 人のうち 4 人が白人で、白人比率は 6 割と、過半数を維持していた。

次に国会に相当する Legislative Council（立法局、わが国では「立法評議会」と訳される）について、勅許状はその第 7 条で、「総督は、立法評議会の答申と同意とによって、本植民地の平和・秩序・善良なる統治のために、法律を作ることができる」と規定している。皇室訓令第 21 条は、総督が「President of the Legislative Council 立法評議会主席」として議長をつとめることと規定し、勅許状第 10 条により、総督は可決後の法案についてこれに同意するか拒否するか、本国照会をするかの最終権限を付与されている。このように立法評議会もまた総督の諮問機関にすぎず、総督の強い権限が保障されている。さらに、総督が同意した法案でも、ロンドンの英国政府はそれを拒否する権限をもつ。ただし、この英国政府の拒否権は 1913 年以来行使されておらず、形式的なものとなっている。¹⁾

立法評議会議員は、政庁の代表的な各部署を代表する官僚と、のちに述べる香港の財界代表を中心とする民間人の 2 つのカテゴリーから成っており、しかも 1976 年までは、総督を含めると官僚議員が優勢で、多数決をとれば常に政府案が了承されるようになっていた。実際に立法評議会に法案を提出するのは香港政庁の執行機関（具体的には、総督ならびにそれを議長とする行政評議会とそれをささえる官僚たち）である。立法評議会議員には法案を自ら本会議に提案する権利が一応存在するが、「実際にこの制度は、不動産を保有できるようにするため福祉団体や教育団体を設置す

る法案のために使われるだけ²⁾」で、実際の政策形成にむけて機能していない。法案の具体的な中身は、立法評議会に出される以前に、政庁内部の委員会などが、必要に応じ各界の意見を非公式に聴取する過程なども経てすでに固まってしまっていて、つまるところ、議員にできるのは、出された法案に賛成か反対かの意思表示にすぎない。そして、官守議員（つまり法案を提出する当の政庁の官僚）が過半数を占める 1970 年代までの議会で、「反対」の意思表示で立法評議会が政庁案を葬り去ることは不可能事だった。かくしてマイナーズが的を得ていうように、

合衆国議会と違って、香港の立法評議会は、法律を「作る」のではない。[立法評議会] は、かかわりあいをもっていると思われる権益を持つ者すべてと十分に議論し相談しつくしたのち総督府の中のどこか他でなされてしまった意思決定に、お墨付きをあたえ、形式的に批准し、（そしてごくまれに異議を申したてる³⁾だけ）

だったのである。

立法評議会の構成は、戦後一貫して、非官守（民間）議員と中国人議員を増加させる傾向にあった。1980 年時点での人種構成をみると、官守議員 21 人のうち 5 人、非官守議員 24 人のうち 19 人が中国人で、白人比率は 46% と過半数を割っていた。行政評議会と比べて中国人が多くなっているが、これはその政策決定においてこの立法評議会が行政評議会との関係でもつ重要度の差を皮肉にも反映しているといえるであろう。

この他に、Urban Council 市政局がある。これは、戦前中国各地の租界に存在し、市政の実務を担当した Municipal Council に相当し、香港ではその機能が、公園管理やゴミ処理など、日常的な生活関連の公共サービスを市民に供給することに限定されていて、わが国の、国会（立法評議

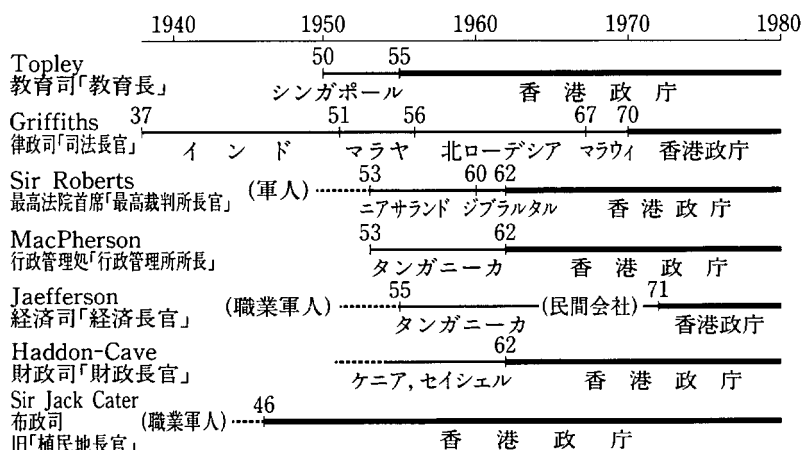
会)に対応する「市議会」のようなものと比べると、権限がはるかに狭い。とはいえ、1940年代末から60年代にかけての、空間や建造環境整備の諸政策立案に際しては、この議長(英国人)が積極的に論議に加わっていた。1991年に立法評議会で直接選挙が導入されるまでは、香港で唯一の民選議員を擁する公的組織で、半数が任命、半数が選挙で選ばれていた。その議員には、立法評議会以上に中国人が多く、1980年には白人比率が16.7%にすぎなかった。

香港の政治装置とその英本国からの独立性

このように、香港では、英本国から英国王の代理として植民地統治のため派遣される英国人総督が絶対的な権力を有し、香港中国人は、より権限の狭い下部の統治組織をになうことができるにすぎなかった。しかし、このことは必ずしも、香港における具体的な個々の政策が英本国の意向を直接に反映するように決定されることを意味しないし、また総督が香港現地の意向を無視して常に強圧的な政策を取り続けていることを意味するものでもなかった。とりわけ戦後にあつて、香港植民地政庁の政治装置はむしろ英本国から高度に独立した自治的なものであつた。ただし、この自治をになったのは、主として香港土着の英国人官僚と英国人資本家たちである。

香港の統治において個々の政策決定を実際にになっているのは、香港総督の指揮下に法的にはありながらも、すでに序章でふれたように、旧英領諸植民地でキャリアを積み、総督のように英本国へいづれ戻ることを前提に派遣されるのではなく、植民地に土着する英国人官僚である(図3.2)。香港の行政機構は、この官僚の政治的ヘゲモニーのもとにおかれており、その意向は、当然職として行政評議会の議員となっている植民地長官・司法長官・財政長官という3つの最も重要な地位にある植民地官僚の意思表示をつうじて、総督の統治方針にも直接の影響を及ぼしうる。植民地統治

図3.2 香港政庁のおもな英国人高級植民地官僚の経歴



(出所) *Who's Who in Hong Kong*, Hong Kong: SCMP, 1979.

官職は1980年現在のもので, *Civil and Miscellaneous Lists*, *op. cit.*による.

の具体的なノウハウを持ったこれら官僚とそれが支配する行政機構の頭ごしに, さらにそれと対立して, 英国から一時的に派遣された総督がなんらかの独自の政策を打ち出しそれを実行することは, 実際問題として不可能に近い.

この中でも, とりわけ具体的な政策形成を統括する中枢的な行政組織が, Government Secretariat 布政司署である. この機関は, 1976年までは, 「Colonial Secretariat」(中国語名は同じ布政司署, 「植民地総督府」)と呼ばれた, 文字どおり植民地統治の官僚機構の元締めである.

この総督府ならびに政庁の各部局では, administrative officers (AOs, 政務主任) という地位にある高級官僚の上層部 (特に Secretary のランク) が実際の政策形成をになっている. この「政務主任」は, 1985年まで, 海外からの採用 expatriates (実質的には英系白人) と地元香港在住者の採用 locals (実質的にはほとんど香港中国人) の二本立てであり, い

ずれにおいても香港政庁が行う公務員試験によってすべて香港で終身雇用されるものとして現地採用された。公務員に香港中国人を登用する「現地化」政策が中下級の公務員についてとられ、香港政庁の官僚組織が香港中国人によってになわれる比率が高くなる中にあってなお、この政務主任の最上層である secretary のランクは、海外からの採用者（つまり白人）の比率が、返還協定成立後の 1986 年の時点すら、いぜん 78.6% という高率に達していた。英本国からの採用であっても、採用の主体はあくまで香港政庁であるから、香港政庁の官僚となることは、英本国または他の英領植民地（現在では、ジブラルタルやフォークランド諸島など、きわめてわずかしかな）などに自ら別の職をみつけないかぎり、「expatriate」として香港に終身居住しつづけることを意味した。⁵⁾ このことが、こうした英国人を、香港土着の白人として、英本国の利益より香港の利益を第一義的に考えて行動せざるをえなくなるようにさせる。

こうした香港土着の英系白人官僚による、事実上英本国から「独立」した自治を経済的にささえてきたのが、空間と深い関わりをもつその独特な財政構造であった。戦前、香港政庁の財政は、英本国政府の監督下に置かれていたが、戦後の経済成長の過程で香港政庁が資金を蓄積して独自の財政基盤を十分持つにいたり、1958 年になって、香港政庁はその財政について、英本国に報告さえすればもはやその承認を得なくてもよくなり、同時に独自の起債をする権利も得て、財政面で事実上の英本国からの独立を獲得した。⁶⁾

予算案などを実際に作成するのは総督府で、財務長官がその最高責任者となり、実務を Finance Branch 財政科が担当している。議会のレベルでその審議にあたるのは、Finance Committee 財務委員会である。財務委員会は、立法評議会メンバーのうち民間（非官守）議員のみから構成され、これに議決権のない「オブザーバー」として、植民地長官・財政長

官・総督が任命する他の官僚1名（通例公共事業局長）が加わって構成される。ここで興味深いのは、財務委員会の意思が、事実上官僚でない民間（非官守）議員によってのみ決定されることである。そして、財務委員会での議論を通じた意思形成過程は、さきに述べた「セレモニー」的な立法評議会の審議と異なり、激論が闘わされ、しばしば案が拒否されて政庁に送り返されることもあるという。⁷⁾皮肉なことに、この財務委員会が、立法評議会非官守議員にとって、唯一の「実質審議」の場であり、政治力の基盤である。香港植民地の歴史のなかで、現実⁷⁾に立法評議会非官守議員を構成してきたのは、最近まで多く、香港の英系を中心とする有力資本家たちであった。つまり、この財政委員会こそ、香港の政治装置と経済装置との接点であり、両者の利害を調整しまとめあげる、階級同盟の制度的な基盤にはかならない。そこでは、英系白人資本家たちの利益にならない予算案の要素は当然のごとく拒絶され、政策は常に、香港の白人資本家階級の利益にかなうように修正され調整されてゆく。これと、立法評議会それ自体の「ラバースタンプ」的性格とがあいまって、香港政庁の政策は、常に香港土着の大手資本の経営にとって最大限の効率がもたらされることが、制度的に保証されてきたのである。

香港では直接税の税率が低く、間接税も酒・煙草・石油以外にはほとんどかけられず、消費税や売上税のようなものもない、いわば「税金の逃避地」のようにみなされ、一見財源は得難いように見える。しかしだからといって、歳入の欠陥を英本国からの補助金で賄ってきたわけではない。英本国からは、戦後の香港再占領直後の1945年に、植民地省管轄の植民地開発厚生基金として、100万ポンドが割り当てられたことがあるにすぎない。英系白人官僚は、英本国からの補助金等をまったくあてにせずに独自の政策を十分に打ち出せる財政力をその背景にもっていたし、また政庁の政策の自由度・すなわち香港政庁の事実上の英本国からの自治と独立を経

済的側面からささえるために、必要な歳入の増大の努力を払ってきた。

香港の財政は、すでに戦前の 1939 年には歳入が 41,478,052 香港ドル、歳出が 37,949,116 香港ドルで、3,528,936 香港ドルの余剰が生じていた。戦後初期までの財政収入の主たる基盤は、酒・煙草・石油その他限られた品目に課せられる関税にあり、1947 年にこの項目の比率は 41.6% を保っていたが、1947 年からは、Earnings and Profits Tax 所得税が導入され、財政基盤はより堅固になった。そして、香港政庁の財政収入の大きな部分は、すでに前章で考察したように、空間を媒介とした地上権権利金ならびに官有地地代に求められてきた。

(2) 香港土着英系企業の経済支配と、階級同盟

香港英系資本の諸特質

戦後香港経済の資本蓄積が、輸出型軽工業をリーディング・インダストリーとしてなされたということは、なるほど事実である。だが、それと同時に、松田氏のいう「前期的独占」を享受してきた英系資本の土着商社が戦前から存在しつづけたことを無視するならば、香港経済の認識は片手落ちとなるであろう。これらの土着商社は、他のアジアの諸国⁸⁾にあつては、「新植民地主義」の尖兵とみなされ、マレーシアのガスリー社のように、英国から独立後、国有化されたものもあった。だが、英領植民地香港では、香港中国人が株を買い占めて乗っ取ることによって、中小の英国人資本がいくつか香港中国人の制御下に移ったものの、序論ですでに述べた、大手商社のジャーディンとスワイヤ、そして大手銀行の香港上海銀行とチャータード(渣打)銀行、そして電力・電話・ガスという公共事業は、いぜん今日にいたるまで、英国人の制御下におかれている。次に本節では、この点に関し、前節と同様 1970 年代後半の時点のデータを用いて検討しよう。

まず、表 3.1 で明らかのように、英系銀行ならびに商社の総資産額(チ

表 3.1 英系資本・対・製造業 / 香港中国系不動産資本の経済規模比較 (1976)

英 系 資 本			製 造 業 (香港全体)			香港中国系不動産資本		
	総資産	利潤 (百万香港ドル)			総資産 利潤*		総資産 利潤 (百万香港ドル)	
香港上海銀行	55,289	394	織 維	6,750	454	新世界	948	94
ジャーディンマセソン	6,527	461	衣 類	4,019	653	長 江	733	58
香港ランド	4,099	241	電 器	2,523	401	新鴻基	495	89
ハッチスン黄埔	2,846	152	金 属 加 工	1,886	218	恒 隆	468	45
スワイヤ	2,293	181	プ ラ ス チ ャ ッ ク	1,350	223	合 和 (1977)	347	76
香港九龍埠頭倉庫	1,893	77	印 刷 出 版	764	118	大 昌	353	18
ウィーロックマーデン	573	118	科学光学機器	652	101			
計	73,520	1,624	化 学	646	81			
			：	：	：			
(公共事業英系 3 社の利潤額計)	431		総 計	22,546	3,031	(参考)香港域民総支出 (1976)		
	総利潤	2,055				51,973 百万香港ドル		

(出所) 英系資本：各社 *Annual Reports* 及び *EPA Resources*, 3 (28)

製造業：1976 *Census of Industry*

*…製造業の「利潤」は下記の方法で水岡が求めた：

Census value added - (Labour cost + Other operating expenses + Book value of all assets × 0.05)

中国系不動産：EPA Resources, 3 (29, 30)

チャータード銀行は、香港ドルの発券銀行のひとつであるが、他の英国人資本と異なり経営の実質的本拠を香港にしているわけでないので、表から除外しておく）をみると、主として香港中国人の零細資本によって営まれている製造業とくらべ、資産額では3倍強、利潤額ではほぼ3分の2と、香港の製造業全体と比肩しうる規模をもっていたことがわかる。

これらの英系資本は、香港上海銀行を頂点とし、互いに役員の兼任や株式の持ち合い関係によって、密接に結合していた。このうち、人的結合の関係を1980年の時点でみたものが、表3.2である。これに明らかなおと、香港上海銀行の取締役会は、ジャーディン、スワイヤ、香港九龍埠頭倉庫、ハッチスン黄埔の代表取締役を集め、さながら香港英系資本の「執行委員会」の様相を呈していた。また、政庁と関係の深い、独占的な公共事業も、香港上海銀行やジャーディンなどと人的に結びついていた。そして、香港上海銀行の頭取は、戦後ほぼ一貫して行政評議会の民間（非官

表 3.2 主要英系資本・政庁間

社 名 (カッコ内は中国語略称)	香港上海 銀行 (滙豐)	ジャーディ ンマセソン (怡和)	香港ランド (置地)	スワイヤ (大古)	香港九龍 埠頭倉庫 (九龍倉)
N G R Sandberg	●				
J L Boyer	◎			○	
P G Williams	○				○
D K Newbigging	○	●	●		
J L Marden					○
D R Y Bluck	○			● (現在)	
D D B McLeod		◎	○		
T J Bedford			○		○
L Kadoorie					
H Kadoorie					○
S Gordon			○		
G R Ross					
T J Bedford		○	○	(79 年まで)	○
J H Bremridge				●	
包 玉 剛	◎				●
李 嘉 誠	○				
簡 悦 强			○		○
何 佐 芝		○	○		
鄧 蓮 如				○	
羅 文 恵			○		
羅 德 丞				○	
郭 勤 功		○	○		

●=代表取締役 ◎=同副 ○=取締役 ◇=議員

(出所) 各社 Annual Reports; Civil and Miscellaneous Lists 1980 など.

守) 議員の任について、¹¹⁾ 政庁の政策決定にも影響を与えてきた。

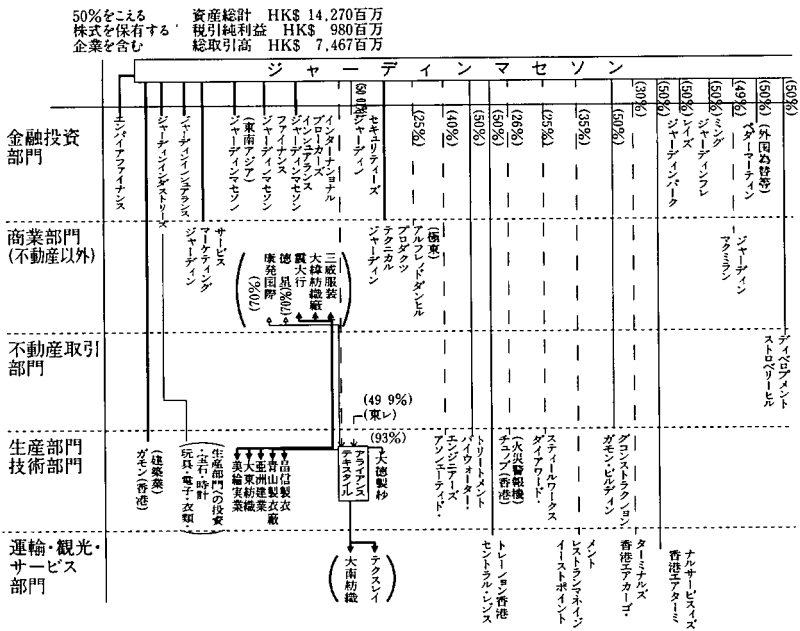
これら英系資本商社は、その元来の出自のため、直接的な財の製造過程も多少はあるが、むしろ流通過程や不動産投機、あるいは運輸・サービスを主たる資本蓄積の部面としている。例えば、ジャーディン・マセソン社は、不動産の香港ランド社と株式を持ち合い、図 3.3 に示す通り、両社を

の役員・議員兼任状況（支配階級同盟）

ハッチスン 黃埔 (和記)	ウィーロック クマーデン (會德豐)	中華電力 (中電)	香港電力 (港燈集團)	香港電話 (電話公司)	政 庁 行政評議會	政 庁 立法評議會
○	●		● ○ ○	○ ○	◇	◇
○		● ○				
		○		○ ●	◇ ◇	◇
●			○ ○			◇
		○ ○			◇	◇

あわせて、金融投資・商業・不動産・生産技術・運輸観光など多方面に投資を行っていた。このように、蓄積された資金は、香港経済の自立的再生産基盤確立のために必要な重化学工業創出や先端技術開発をもたらすことなく、経営のコングロマリット化にむかったのである。また同時に、主として旧英領植民地などを中心とした地域での多国籍企業化の方向に流れて

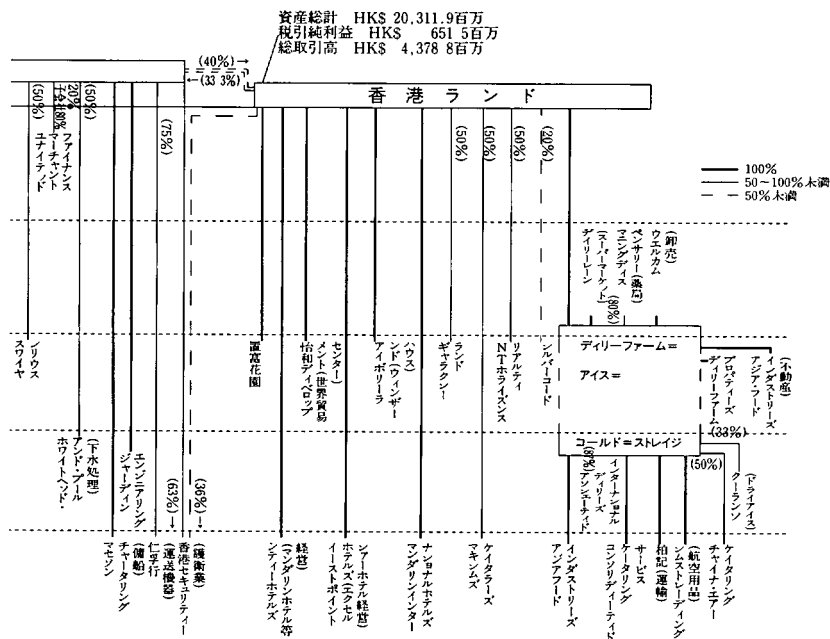
図3.3 英系資本の系列 ジャーディンマセソン=香港ランド グループの例



いることも無視できない。ジャーディン・マセソン社の収益の地理的分布（1980年）を同社の *Annual Report* によってみると、香港が43%、北米17%、ヨーロッパ10%、東南アジア8%、東北アジア7%、中東5%、そして見逃せないことに、アパルトヘイト全盛期の南アフリカから全収益の10%をあげていた。

香港における英系白人の支配階級同盟

これら英系企業の白人支配層は、さまざまのかたちで、やはり香港土着の英系白人官僚と利益共同体をかたちづくっている。この階級同盟の利害



關係の根本が、香港の經濟發展と、それによってつくり出される自らの經濟的利益の極大化にあることは、いうまでもない。両者は、このような共通の經濟的・社会的權益の基盤のもとで、香港經濟の成長をめざし、香港英国人からなる、「支配階級同盟」を構成している。

まず一般的にいて、植民地経営を成功させるには、香港経済の中枢にあるこれら英系諸資本の蓄積を支援するため、香港経済の成長を図る積極的政策を打ち出さなければならない。この政策は具体的に、生産中心の建造環境整備をすすめ、また公営住宅供給を通じて安定した低賃金労働力を潤沢とすることである。これが成功すれば、これら資本の蓄積は低費用で

安定してすすめることができ、土地投機や有効需要拡大などにより投資機会が拡大するので、これら資本は、政庁に、この種の経済政策の遂行を逆に要求する立場にもなる。この相互関係の過程が実際にとりおこなわれる場が、さきに述べた財務委員会である。

そのなかで最も重要な権益の基盤のひとつは、香港の空間にかかわるもの、すなわち、充用する香港という原初の空間ならびにそこに生産された建造環境の共通性と、空間を媒介として最大限の富を獲得するという経済的利害関係の共通性に横たわっている。政庁はより多額の財政収入を、また資本はより多額の利潤を生産された空間から収取しようとして、香港の空間を英国人の官僚と資本とで共同で管理し、建造環境や住宅などその諸要素を共通の利益の志向のもとに開発・生産しようとする衝動が、ここから生ずるのである。前章で見たように、香港の空間はこの支配階級同盟が経済的に存続するための富の「源泉」であった。

また、香港上海銀行が香港最大の民間発券銀行であるので、金融政策・為替管理をはじめマクロ経済諸政策の観点から、英国人経済官僚と香港上海銀行首脳部、すなわち英系資本家の中枢とが、他の独立国以上に常に緊密な連携のもとに置かれていることも重要な点である。ただし、両者の間にはコンフリクトも存在する。その典型的な例として、政庁がもつ金融資産をめぐる英本国と地元香港との競合にかかわる問題をあげることができよう。¹²⁾ 1955年、当時香港政庁の財政長官であったクラーク A. G. Clarke は、香港政庁が稼いだ財政余剰金によりロンドンで英本国国債を購入し、香港政庁の金融資産で英本国財政負債をまかなってボンドを防衛し英本国経済を強化しようとする行動に出た。だが英国国債自体が減価し、また資金流出により香港の金融が引き締められ、香港の産業発展に否定的影響が生じかねなくなった。そこで当時香港上海銀行頭取だったターナー Michael William Turner は、この政庁資金のロンドンへの流出をやめさせ、

香港の産業発展に必要な通貨供給量の増大と信用創造を可能とすべく、政庁の財政余剰金を香港に回収するよう働きかけて、それに成功したのである。ここには、英本国経済と香港経済との葛藤が、同じ英国人でありながら、いぜん英本国を意識する政庁の財務官僚と、地元での資本蓄積の順調な進行に自己の命運をかける銀行経営者との間に生ずる領域内での葛藤に内面化した姿を認めることができる。このほかに、政庁が公的な空間諸政策によってになる部面の拡大と、民間資本の経営領域確保との間の葛藤という問題も考えられるであろう。

香港中国人を取り込んだ階級同盟

つぎに、植民地社会の特殊性として、人口の大多数を占める香港中国人の取り込みによる社会統合の実現と社会の安定をはかることは、香港英国人集団が同盟して果たさねばならない共通の課題である。民主的代議制のチャンネルをつうじた一般香港中国人民衆の政治的取り込みは、議会が共産党系と国民党系中国人の対立の場、そして英国植民地支配そのものに対する批判の場をつくりだしかねず、1950年代に一度は試みられたものの放棄¹³⁾された。統合の手段として機能したのは、民主主義ではなく、むしろ、序論でもふれた「自由放任主義」のイデオロギーと、公営住宅政策に象徴される香港中国人の生活水準の一定の向上をささえる建造環境整備による取り込みであった。

このうち自由放任のイデオロギーは、「鉄の腕」をだれもが与えられた中華人民共和国の社会主義計画・統制経済と異なり、億万長者に成り上がることも没落して野たれ死にすることも、いずれも植民地支配体制の責任ではなく、むしろ競争場裡における成功・失敗という本人の責任である、と教えるものである。そして同時に、香港中国人の間に激しい「自由放任」の競争状態が生じうるような社会組織を作りあげ、民衆の不満が、英

系白人を中心とした支配階級同盟に対してではなく、他の香港中国人、あるいは自己自身にむかうようにすればよい。¹⁴⁾これは、香港社会統合の観点からみるならば、必死に労働し、社会全体ではなく自らの経済的・社会的利益しか考えない利己的人間類型をもつ中国人大衆を大量に生産して、英国人による植民地支配とその帰結から中国人の目をそらす役割を果たしたし、それ自体としてマクロな経済成長をもたらす要素をつくりだすことにもつながった。

建造環境については、香港の経済成長と資本蓄積により経済のパイが大きくなり、また政庁の財政がそれなりに豊かになるにつれ、民衆にその応分の分配を行うことで、市民の生活水準を少なくとも中国本土と比べて高く保ち、香港中国人民衆の不満の強力的な表出を経済の力で抑える方策がとられた。これは、独立国である中華人民共和国のもとに入るより現行の異民族支配体制のもとにあった方がましだ、という意識を作り出した。

この他、表面に出ないところでは、植民地政庁に「組織的に抵抗する集団ならびに対立のもりあがりを調査する政庁の活動を取りまとめ、とりわけ、ターゲットにしている 11 の集団やその他のものを切り崩し、取り込み、脅して抑圧する」ことを仕事とする Standing Committee on Pressure Groups¹⁵⁾「圧力団体に関する常設委員会」が設けられていたとされる。たしかに、香港社会には『『イギリス女王はバカだ』』ということはかなり不自由だが、毛沢東をたたえる自由は完全に保障されている¹⁶⁾という構造をもつ「自由」が長く存在してきたことは否定できない。これら硬軟両様の使い分けにより、英国人中心の支配階級同盟は、より広い中国人大衆をも巻き込んだ「階級同盟」一般に転化していったのである。

(3) 空間の包摂と編成に関する法的・行政的諸制度

次に、香港の支配階級同盟の基盤をなす、空間の包摂と都市建造環境の

公的生産にかかわる「ゲイトキーパー」の諸性格・諸制度について、より立ち入って考察することとしたい。

これまでに述べてきた、官有地を基軸とする香港の特異な空間包摂様式に裏付けられた空間市場の構造は、作用空間の充用とかかわる「ゲイトキーパー」の機能において、2つの帰結をもたらした。その第1は、わが国などくらべ、香港では、ニュータウンなど公的な開発行為の際、空間の充用と編成において公的主体がもつ統制の効果が高いことである。地上権貸与の際の covenant 契約には、その土地の利用形態が決められており、それに違反した場合には政庁に土地を回収する権利がある。これは、香港の土地の実際の占有者が、すべてわが国の借地法に基づく借地権者であるという状況に似ている。個々の地区の用途地域指定などのプランニングも、この土地制度を背景としているので、わが国などと比べて強い拘束力もちうる。

まず本節では、これらの基礎にある基本的な法的・制度的枠組みをおさえておこう。

官有地地上権貸与に関わる法的諸制度

香港の「憲法」に相当する、植民地統治のため英皇室からだされた勅許状と皇室訓令には、香港の空間包摂様式にかかわる制度の根幹が規定されている。かかる規定は、第1章で述べたとおり、香港植民地成立とともに香港のすべての土地が、他の英国の直轄植民地と同じ形で英国の政治フロンティアの中に取り込まれて、形式的には英皇室、実質的には英本国から相対的に独立した香港土着の英系白人が、空間編成の究極的な権原を手にしたという事実関係を背景にもっている。

現行勅許状第13条（官有地の処分）は、土地にかかわる総督の権限について、「総督は、われわれ [= 皇室] の代理として、……植民地内の土

地についてこれを供与し払い下げを実行することができる……」と述べている。そして、皇室訓令第31条で、「われわれ [=皇室] に属する空き地や荒蕪地を払い下げるに際しては、総督はこれを測量し、そしてそこから彼が道路やその他の公共的目的に必要と考える予備地をとりおかなければならない……」として、土地の払い下げに際し、総督に空間整備をまもって行う義務を課している。

もともと英本国は、大陸ヨーロッパと異なり農民革命による小土地所有の確立という政治過程を経験しておらず、英本国の土地制度はなお現代に至るまで封建制の残滓を残している。これは、土地はすべて英皇室権力 Crown のものであって、一般の臣民は、土地占有と引き替えに、なんらかの役務を皇室やその下に従っている領主に提供することによりはじめてその占有権を確保できる、という考え方である。皇室や領主に対する役務提供（労働地代）は、その後貨幣地代に姿をかえたが、その基本的な空間の占有にかかわる概念は、変っていない。このため、英国の政治フロンティアに取り込まれた香港においても、その土地制度の根幹は英国中世の封建制にまでさかのぼる英皇室による空間の究極的な所有となるのである。ただし、英本国の場合、1926年から施行された Law of Property Act, Land Charges Act, Land Registration Act, Settled Land Act という一連の不動産立法による土地制度改革によって、Crown land の占有形態が、期限がなく相続自由な地上権（「freehold 自由土地保有権」, fee simple と呼ばれる）にほとんど一本化され、封建的形式を残しながらも近代的土地所有が事実上確立した¹⁷⁾。だが、それ以前に植民地となった香港には、この英本国の土地制度改革が及ばず、封建制の残滓をより強く残す leasehold が、今日までほとんど唯一の土地用役権保有形態として受け継がれてきた。

官有地上権貸与において、香港英植民地政庁がその借り主との関係で

もつ機能・役割・権能は、私的地主のそれと変わるところがない。¹⁸⁾ それゆえ、上記の勅許状と皇室訓令をふまえてなされる政庁の貸与に関わる手続きは、一般の不動産取引引きについて規定された香港の法令である Conveyancing and Property Ordinance 地産轉讓及物業條例、「不動産譲渡ならびに不動産所有に関する法律」による私的契約とされ、その条件は個々の区画ごとに決められる。とはいえ、そこには前例や慣行などによる、¹⁹⁾ おおた各区画共通の標準がある。

まず、貸与の期限は、通例 75 年間であり、²⁰⁾ この期限には、地代を見直したうえあと 1 回さらに 75 年間更新する権利が当初から含まれている。ただし、すでに前章で述べたとおり、初期の植民者や 1860 年に英領植民地となった九龍半島の中国人原住民に、999 年間の期限の賃借権が与えられたこともある。九龍半島の界限街の北の、中国からの租借地である新界にあっては、英国の主権が及ぶ期限が 1997 年 6 月 30 日までであるので、英植民地政府がこれをこえる期間に及ぶ地上権貸与を行うことは不可能で、1997 年 6 月 27 日が地上権貸与の期限とされてきた。

すでに前章でみたとおり、土地の主体への分配は、公共的用途に対する土地を除き、地上権の権利金 premium をめぐる競争入札の方法により行われる。資本蓄積が進み、香港が国際的に魅力ある投資の場所となればなるほど、香港の空間に対する需要は高まり、付け値額は高騰し権利金は高額となって、政庁の財政が潤う。

落札者が獲得するものはあくまで地上権の期限つき借り受けであって、当該の空間区画に対する所有権ではないから、香港政庁の土地に対する権利は、その区画が貸与された後も存続する。この権利は、大きく 2 つのかたちで実際に行使される。第一に、Crown Leases Ordinance 官地租契條例、「官有地貸与法」第 9 条 1 項の定めるところにより、Crown Rent 官地租金と呼ばれる固定資産税評価額の 3% に相当する地代を毎年払わな

なければならない。第二に、すでに本節のはじめにふれたとおり、地上権貸与の際の契約には、当該区画の利用に関し明示的な条件が付けられる。この条件は、建設される建物に費やされねばならない価額、竣工期限、例えば住宅・工業・商業といった土地の用途から建物の高さ・密度・当該土地区画利用に関わる諸施設（駐車場やアクセス道路など）供給義務にまで及ぶ細かいものである。²²⁾そして、落札者が実際に建設を行いこの条件を満たしたことが確認されるまで地上権は実際に下付されず、落札者は当該空間区画の排他的権利を主張することができない。この点に関し、上記の不動産譲渡ならびに不動産所有に関する法律第14条は、「どの土地であれその前提諸条件が満たされたうえで官有地が貸与される権利をもつ者がいるとき、この条件を満たしたときにおいて——(a) この権利のもとにある衡平上 (equitable) の権益は法定不動産 (legal estate) となるものとする……」と定めている。この制度が、都市建造環境の個々の要素の生産に香港植民地政庁が大きく介入し、香港の空間を計画的に編成する過程を可能とすることに大きな役割をはたしてきた。

空間編成の「ゲイトキーパー」：土地開発政策委員会と都市計画委員会

次に、このような都市建造環境の計画的生産が実際にどのような政治過程を通じてなされるか、香港政庁の空間編成計画過程の特質とそれにかかわる「ゲイトキーパー」の特質について検討しよう。

香港での空間編成のプランニングにかかわる最大の特徴は、もっとも戦略的かつ基本的な意思決定と取りまとめが、ほとんど英国人からなる高級官僚により主として構成される委員会によって担われているということである。²³⁾これらの委員会は行政評議会の一員としての総督 Governor-in-Council の諮問機関であり、その構成メンバーは多く香港政庁のさまざまな関連する部署を代表する高級官僚である。そこでの審議過程は、多く非

公開とされ、この委員会の活動や意思決定の方向が立法評議会ないし大衆的な委任を受けているというにはほど遠い。それゆえ、この委員会のなかに、都市建造環境生産をめぐる、香港中国人をも含む社会諸階級・諸集団間の政治レベルでの対立や葛藤が内面化されることはない。だが他方、その構成メンバーが、常に政庁の関連部署に横断的に選ばれているということは、わが国の官僚組織にみられる「縄張り」をめぐる不毛な争いを最小限にし、委員会で最大限の経済的・社会的効率をめざすという立場から、技術的・経済的レベルでの調整がなされて、香港政庁全体として整合性をもった政策が打ち出される基盤が厚いことを意味する。

政庁の諸組織のなかで、空間編成の「ゲイトキーパー」として機能するものはいくつかあって、それらは全体としてひとつのシステムをなしている。そしてそのなかでもっとも戦略的に重要で、しかも上述した計画における意思決定過程の密室性をはっきりとあらわれているのは、Land Development Policy Committee（土地發展政策委員會、「土地開発政策委員会」。旧称は土地開発計画委員会）であるといっていよい。

この委員会は、1950年代末からの経済発展と人口増加のなかで、香港全土の土地利用編成についてより統合的な計画を求める政庁部内の意見から生まれた。1960年、当時の Deputy Financial Secretary 財政副長官は、「Economic Planning (Development) Committee 経済計画（開発）委員会」を設置し、この委員会が都市計画に携わることを提唱した。財政長官はこの提案を受け、香港が利用しうる財政的・経済的資源という観点からして、政庁内で（都市）計画政策を調整しまとめあげるための委員会が必要である、と主張し、政庁部内でのすべての土地利用とかかわる計画（とりわけ当時の公共事業局と植民地長官とのあいだ）を統括・調整するため、植民地総督府の財政・行政担当、ならびに Public Works Department（工務司署、「公共事業局」）の代表によって組織されたものである。²⁴⁾

1960年代のはじめには、この委員会メンバーはすべて英国人高級官僚であった。植民地政庁の高級官僚以外の民間人が委員に任命されたのは、ようやく1982年になってからのことにすぎない。このため、その「ゲイトキーピング」の理念が、空間編成計画において限られた経済的・空間的資源の中で英国人支配階級同盟にとっての最大限の効率をめざす政策策定にあるのは、いわば自明とってよかった。

土地開発委員会は、主として文系の官僚中心の組織であったが、開発にともなう土地需要・開発手順・部局間の技術的調整など実際の技術面での計画策定にあたるため、1980年に、都市・交通など空間編成計画とかかわっている都市計画技官や統計担当官など政庁の技術者を集めて Strategic Planning Unit 戦略計画小組、(「戦略計画部」)が政庁部内に新たに組織され、土地開発政策委員会は技術的にも強化された。この戦略計画部は、以前メルボルンのプランニングで用いられたモデルを参考としつつ、土地利用(空間の区画)と交通運輸(空間統合)の双方を考慮に入れて空間編成を経済的に最適化する、数学的手法を用いた LUTO と呼ばれるモデルを開発して用いている。²⁵⁾ 政庁の香港の空間編成にかかわる戦略的諸計画は、まずこの戦略計画部や各別の専門委員会が経済効率の観点を基本として作成・準備し、この土地開発政策委員会が承認して、行政評議会に上程される。委員会の日常的な審議・活動内容は、秘密である。

土地開発政策委員会は、1960年代から70年代にかけて、香港の空間編成計画に大きな役割をはたした Colony Outline Plan (1973年からは Hong Kong Outline Plan と改名)の策定にかかわった。この Colony Outline Plan は、香港全体の戦略的な空間計画を定めたものでありながら、香港政庁の内部資料とされ、ついに一般に公開されることがなかった。²⁶⁾ 計画の審議過程だけでなく、決定されたその成果さえもが香港の一般中国人には秘密とされたのである。また、2006年までを計画の射程に入れ、

赤鱗角島での香港新空港建設を軸として香港の既存都市域の建造環境の抜本的な再編をはかり、その高効率・大容量のインフラストラクチャ供給によって華南経済圏内での香港の経済的・社会的地位を返還後も不動のものとしようとする Port & Airport Development Strategy (海港及機場發展策略,「港灣・空港総合開発計画」, 略称 PADS) にかかわる意思決定を行う最高レベルの政策グループは、この土地開発政策委員会内にその小委員会 Sub-committee として位置付けられていた。²⁷⁾

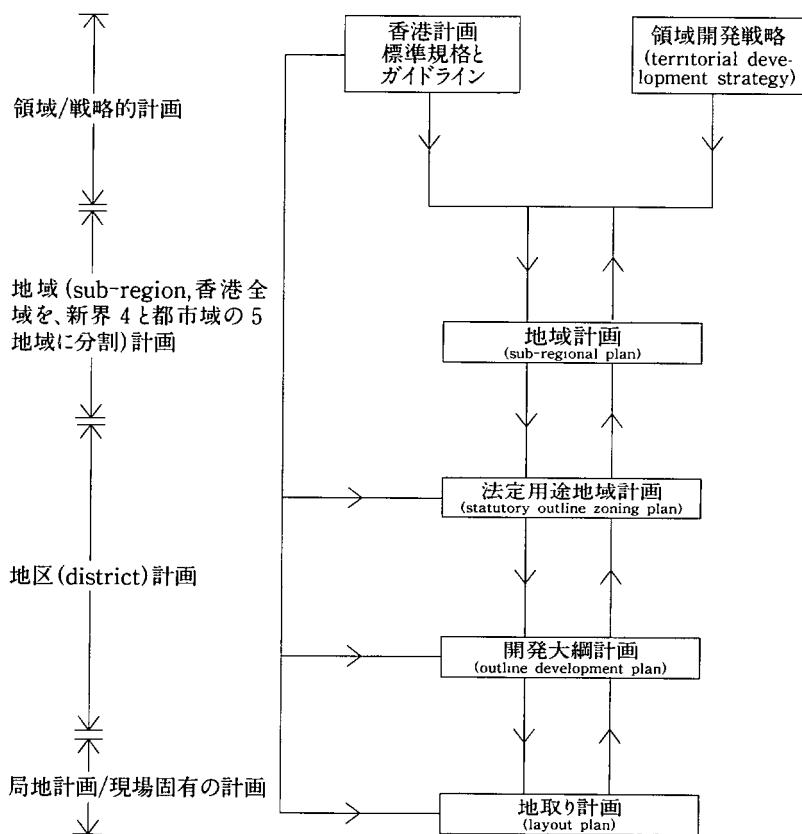
土地開発政策委員会が成立する以前、香港の空間編成計画を担うこととされていた事実上唯一の専門組織は、1939 年に Town Planning Ordinance (城市規劃條例,「都市計画法」) によって設立された Town Planning Board (城市規劃委員會,「都市計画委員会」) であった。この委員会は、1930 年代の、日中戦争による香港への難民流入や経済活動活発化などによる香港の過密化ともなって生じた住宅や都市環境悪化の問題に対処しようとし、1932 年の、英本国における都市・農村計画法 Town and Country Planning Act にならって、1939 年に設立されたものである。この委員会は、香港でより計画的かつ総合的な都市・住宅開発を行うため、現在ならびに将来の都市域での土地利用計画と建築計画を策定することを目的としたもので、そのために計画草案をあらかじめ公開し、それに対する一般民衆からの異議申し立てをも受け入れる、という計画過程での社会統合を考慮していた。²⁸⁾ しかし、設立されたものの、この委員会の活動に見るべきものはなかった。戦前は 1 度も委員会が開かれず、戦後初期には、後に述べるアパークロンビーの香港開発計画の蔭で、この委員会は 1951 年まで休眠状態を続けた。²⁹⁾ 1955 年前後からこの委員会はようやく法定用途地域審議の作業に入ったが、今度はこの頃から活発化した、リセトルメント委員会や房屋委員会によるリセトルメント住宅建設や官塘の工業開発計画の蔭に、この委員会は再び隠れてしまった。そして、上述した 1960

年の土地開発政策委員会の設立で、都市計画委員会は、ついに総合的な香港の空間編成計画策定の主役を担うことのないまま、その「ゲイトキーピング」の機能は事実上、プランニング過程そのものである局地的な政治をつうじる社会統合よりも、経済的・技術的効率を追求するプランニングを基盤として可能となる資本蓄積を媒介とした生活水準向上による取り込みを通じ領域全体としての社会統合をめざす、この新しい土地開発政策委員会に取って代られてしまったのである。

今日の都市計画委員会は、Statutory Outline Zoning Plan（分區計劃大綱圖、「法定用途地域計画」；香港島と九龍の既成市街地について策定される）ならびに Development Permission Area（發展審批地區、「發展許可区域」；新界の郊外区域について策定される）の策定と、この計画とかかわる一般民衆からの異議申し立て、ならびにこの法定用途地域計画に基づく建築申請許可業務に携わっている。土地開発政策委員会が技術的に戦略計画部と結びついていると同様、この都市計画委員会は、1986年に政庁の組織改革により新設された Buildings and Lands Department、屋宇地政署「建築・土地局」に設けられた5つの部署の一つ、Town Planning Office「都市計画部」のプランナーと密接な結びつきを持って活動している。

香港の空間計画の階層体系において、この法定用途地域計画は、最上位の戦略的計画より2つ下の層に位置する（図3.4）ものであるから、法定用途地域計画に専念する都市計画委員会が香港全体の戦略的な空間編成計画に及ぼし得る影響力はなきに等しい。むしろ、組織的性格がもともとと英本国における計画策定手続きにおける民主的理念を反映しているという本委員会の特質ゆえに、香港の戦後の空間編成計画策定組織の中にあってそれは、非公開の作成・審議過程を経て、経済的・技術的合理性を旨とし、英国人支配階級同盟のイニシアティブで決定された戦略的空間計画と一般

図3.4 計画の階層



(出所) Town Planning Office, *Town Planning in Hong Kong*, Hong Kong, 1988, diagram 5.1.

の香港民衆とを結びつけ、必要な場合に計画レベルでの局地的な社会統合をはかる、いわば「リエゾン委員会」の機能として包摂されることになった。すなわち本委員会は、究極の「ゲイトキーピング」というよりはむしろ、すでに前項で述べた官有地地上権貸与とかかわる土地の用途指定とともに、具体的な用途地域策定や建築許可業務を通じ、戦略的計画を現実の香港の地表に、土地用役権を保有する香港中国人と関わりながら都市建造環境として刻み付けるという、階級同盟形成の末端機能を担われてきたのである。計画の「実行部隊」の役割を担うという本委員会の性格ゆえにこそ、この委員会はその出自を受けつぎ、香港の空間編成諸計画にかかわる諸委員会のなかでもっとも開放的な組織と運営形態を持たねばならなかった。1980年時点のメンバーをみると、15人の構成員のうち、政庁の高級官僚が7人、民間人が8人で、その民間人のうち6人が中国人であった。³⁰⁾

このように、香港政庁の空間編成計画組織は、上に効率重視の経済原理を明確にふまえ非公開性・官僚統制の強い、戦略的・統合的な計画組織をおき、その下にこれをふまえて政治的・社会的原理をも顧慮しつつ空間編成計画を建造環境生産に具体化してゆくための、公開性・民主性のより高い計画実行のための組織をおく、という2つの部分から成り立っていることがわかる。ここには、さきに述べた、香港の政治組織における行政評議会と市政局との関係に相応するものを容易に認めることができよう。

空間の予備の組織的貯蔵

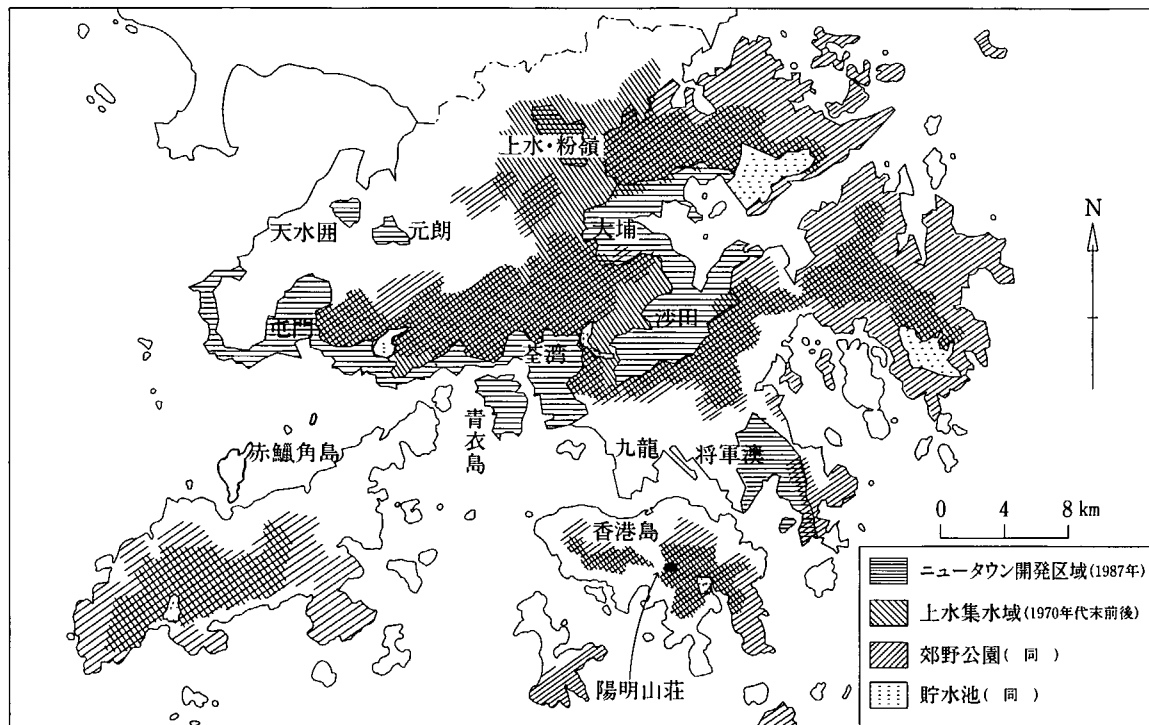
戦略的計画を建造環境・土地利用に具体化する規制力をもつ実行組織は、これまでに述べた官有地地上権貸与と建築許可にかかわるものの他にもいくつかある。³¹⁾ その中で、とりわけ重要なのが、郊野公園と上水道集水域にかかわるものである。これらに指定された領域のかなりの部分は、急傾斜であるなどの理由で耕作に適さず、「田面権」が設定されないまま暗黙の

うちに中国人原住民の間で共有とみなされていたものが、植民地化と同時に英国に収奪され、その後用役権が現地住民に払い下げられないままになっている空間である。

まず、Secretary for Economic Services の管轄下にある組織として、住民のレクリエーションの目的で郊外に自然公園（郊野公園）を設置することを規定した Country Parks Ordinance により設置された Country Park Board 郊野公園委員会がある。この委員会は、郊野公園についての政策立案・範域の区画などを行い、Agriculture and Fisheries Department（魚農署、「農業水産局」）のもとにある Country Parks Authority（郊野公園管理局）が、この公園の区域について、都市計画局同様の手続きで法定用途地域計画をたてる。郊野公園区域内の開発は許可制で、自然公園として楽しむためのアメニティーを相当にそこなうような土地利用は、計画中のものはもちろん、既存のものであっても規制対象となることになっている。香港には現在 21 の郊野公園がある（図 3.5）。また、Secretary for Lands and Works の管轄下にある組織として、すでに述べた都市計画委員会の他に、上水道用の水を管轄する Water Supplies Department（「上水道局」）があり、良質の水源確保のために、貯水池の集水域を保全するための Waterworks Ordinance（「水道法」）による規制がなされる。上水の集水域として区画された範域では、水質汚染防止のため開発は制限されている。なお、規制対象とされている区域は、水道集水域との重複指定がなされている区域も合わせ、香港全土の 40% に及んでいる。

このうちには、香港住民の余暇行動や、環境保全などのために実際に必要な土地もあり、また急傾斜の丘陵のため建設・農耕に不適切な土地も含まれていよう。だが、近年の土木技術の発達を考えるならば、これらの空間のかなりの部分を整地し、これを都市的な用途のためにより積極的なか

図3.5 郊野公園、上水集水域とニュータウン等開発計画



(出所) T. N. Chiu and C. L. So eds., *A Geography of Hong Kong*, Hong Kong Oxford University Press, 1983, p. 119 及び *Town Planning in Hong Kong*, op.cit. p. 71

たちで用いることは、十分に可能なはずである。事実、新界の各地では、第2章第3節で言及した新界法第15条によって占有されていた土地で建売住宅やアパートが供給されたり、コテージ・インダストリーが営まれたりして、きわめて制限された形ながら、スプロール的な都市化が認められる。それゆえ、もしわが国におけるように、香港全域で完全に近い土地の私的所有が法的に認められているとしたならば、香港全域・とりわけ通勤に便利な九廣鉄道沿線などに都市的土地利用が漸次虫食いの拡大していったであろうことが、容易に想像されうる。

しかし現実には、第2章冒頭にふれた通り、香港では、都市的景観と非都市的景観とを空間的に分かつ境界が、一般にきわめて明確である。この景観上の明確な区別は、英本国において「グリーンベルト」政策により発生した、都市拡大が禁止されている地域とその内側の地域との間の強いコントラストをも彷彿とさせるものである。わが国や合衆国で見られるような、漸進的都市化の空間的な進行を示す景観は、香港にはほとんど見られない。このことは一面で、香港における土地の独占的所有者である香港政庁が計画的な都市化をはかるための政策と肯定的に評価もできようが、それだけですべてが尽きるというわけではない。

事実、こうした領域の境界は、決して絶対的なものではないのである。集水域や郊野公園、あるいはこの領域の外にあって「グリーンベルト」と指定された領域が都市的土地利用に転換することはしばしばある。そして、これらの領域の地上権をいつどのようなかたちで民間に払い下げるか、あるいは公共的な目的（例えば公営住宅用地など）のために利用するか、という決定は、すべて政庁に委ねられている。現実には、流域とされる領域は香港全土の30%以上をカバーしているものの、とりわけ上記の郊野公園と重ならない区域の一部では、空間が大規模に開放され、都市計画委員会の用途地域計画や Development Permission Area に含まれて都市開発が

進みつつある。政庁の主導で開発が現在進んでいる、九廣鉄道沿線の上水・粉嶺は、そのもっとも顕著な例である。また、郊野公園の指定であっても、香港島の南北を結ぶ黄泥涌峠そばの大潭郊野公園の地上権が、1980年代初頭、政庁の財政が窮迫していた時期に住宅用地として多額の権利金で民間に払い下げられ、高層豪華マンション「陽明山荘 Parkview」が建設された事例がある。

このことからすれば、この集水域、郊野公園、ないしグリーンベルトという領域の設定が、自然環境や水質を保護するという本来の目的をもってなされているにとどまらず、すでに前章で述べたような、人為的な土地の供給制限と経済発展に必要な原初的空間の予備の確保という意味あいをもっていることは否定できない。それは、英国が収奪したままだ民間に払い下げられない遊休空間を政庁が保持する正統性をもたらし、今後の開発の際に、そしてまた政庁に急な財政需要が生じた場合に、すぐに利用できる「原初的空間の貯蔵庫」としても機能するものであった。³²⁾

かつて、自由貿易が香港という原初的空間の強力を用いた確保のあとにはじめて可能となったのと同様、香港経済の「自由放任」は、こうした政治的な力を用いた空間の公的主体による包摂と計画的な編成のあとに初めて訪れるものだったのである。

- 1) Norman J. Miners, *The Government and Politics of Hong Kong*, Hong Kong: Oxford University Press, 1975, p. 110. もっともマイナーズは、この英国政府がもつ拒否権が潜在的脅威となって、1914年以降にあっても、英本国と利害が対立しかねない問題について事前協議をするよう香港政庁に仕向けている、と述べている。
- 2) Ibid., p. 105.
- 3) Ibid., p. 106. なお、このように独立国の国会と異なっており、香港の立法評議会は権限に乏しく制度的に本来弱体な機関であるが、そこへの公選制導入は

英国の香港民主化政策の目玉とされた。1990年10月12日の勅許状第6条の改正によって、立法評議会は、総督・布政司・司法長官・財政長官が当然職として入るほか、18人をこえない任命議員と、39人の選出議員（このなかには、直接選挙のほか、職能団体や選挙人団によって選出される議員がある）によって構成されることとなった。

- 4) これに対し executive officers は、よりルーティンな日常的行政事務に携わるものとされている。
- 5) ただし 1986 年から、このポストへの海外からの採用者（英系白人）は任期つき契約制となり、香港中国人のみが終身雇用のもとで採用されることとなった。さらに、1997 年の香港返還ののちには、香港に従前永住しており、しかも他国に永住権をもっていない者のみが、政務主任の上層部の職に就くことができる。英本国やカナダその他外国国籍を取得している香港中国人は、返還後採用資格を失い、現在この職にある者であっても返還後は引き続きその職ににとどまることができないとされている（中華人民共和國香港特別行政区基本法第 101 条）。
- 6) *Government and Politics*……*op. cit.*, pp. 127-128. ただし、1958 年以前といえども、英本国政府が香港政庁に財政案の修正を提案したところで、それは再び香港の財政委員会の非官守（民間人）メンバーの承認を得なければならないから、英本国政府は香港の財政に僅かの影響力しか持ち得なかったはずである、とマイナースは論じている。
- 7) *Government and Politics*……*op. cit.*, pp. 121.
- 8) Census & Statistics Dept., *Hong Kong Statistics: 1947-1967*, Hong Kong, 1969, p. 160.
- 9) 猿渡啓子「イギリス商社の経営戦略と組織——ガスリー社の事例（1821-1981 年）」『経営史学』17 卷 4 号、1983 年 参照。
- 10) ただし、ハッチスン黄埔、香港九龍埠頭倉庫、ウィーロックマーデンの各社は、この表の時点では英系資本であったが、その後香港中国人に乗り取られ、代表取締役は香港中国人に代わった。このうちハッチスン黄埔は、香港随一の華人財閥、長江實業を率いる李嘉誠によって、また香港九龍埠頭倉庫は、中国人船舶王といわれた包玉剛によって乗り取られ、さらにウィーロックマーデンは乗り取られた後の香港九龍埠頭倉庫に吸収された。ただし、乗

っ取られたあとも英国人の取締役が留任している場合も多く、完全な香港中国人資本に変容してしまったわけではない。

- 11) Frank H. H. King, *The History of the Hongkong and Shanghai Banking Corporation*, Vol. 4 : *The Hongkong Bank in the Period of Development and Nationalism*, Cambridge : Cambridge University Press, 1991, pp. 924-925.
- 12) Ibid., p. 338.
- 13) Steve Tsang Yui-sang, *Democracy Shelved : Great Britain, China and Attempts at Constitutional Reform in Hong Kong, 1945-1952*, Hong Kong : Oxford University Press, 1988. もし仮にこの改革が当時実現し、早くから制度として確立していたなら、香港の政治過程における民主主義はすでに定着していて、パッテン現総督が中華人民共和国側と返還直前に対立する必要もなかったはずである。
- 14) 本稿でふれた空間包摂様式の他に例えば、少数に抑えられた大学入学定員・ならびに英国教会（聖公會、「アングリカン」）の運営するミッションスクールならびに官立学校を中心とする少数の名門高校とそうでない多数の一般高校との学校格差がもたらす激しい受験競争を軸とする教育制度、株式などを中心とした投機的な経済活動様式、規模の経済の働かない労働集約的工業、といったことがもたらす香港中国人間における激しい競争状態の創出などがある。そして、この社会装置自体が、教育水準の一定の向上や不動産市場・資本市場への資金流入を通じ、ひるがえって香港経済の成長と個別資本の蓄積に寄与するものであったことはいうまでもない。
- 15) "A Secret Plan for Dictatorship," *New Statesman*, 12 December 1980, p. 8.
- 16) 小泉允雄編著『香港—中国の軒下で栄える資本主義』日本経済新聞社, 1971年, 164ページ。
- 17) N. Henderson, *Green and Henderson : Land Law*, 5th ed., London : Sweet and Maxwell, 1988, pp. 2-4.
- 18) *Hong Kong Land Law*, *op. cit.*, 1992, p. 255.
- 19) Ibid., p. 257.
- 20) Ibid., p. 21.

- 21) Town Planning Office, Buildings and Lands Dept., *Town Planning in Hong Kong*, Hong Kong, 1988, p. 8.
- 22) *Hong Kong Land Law*, *op. cit.*, p. 259.
- 23) *Land-use Planning in Hong Kong*, *op. cit.*, p. 170.
- 24) *Ibid.*, pp. 170-174.
- 25) *Ibid.*, pp. 176-179.
- 26) *Ibid.*, p. 174.
- 27) Government Secretariat Lands & Works Branch, *Port & Airport Development Strategy*, Final Report, Hong Kong: Government Printer, 1989, Consultation p. 2.
- 28) *Hong Kong Hansard*, 25 May, 1939, p. 48.
- 29) Szeto Wai, "The Work of the Town Planning Board," in *The Law in Relation to Town Planning*, ed. by Hong Kong Branch, Royal Town Planning Institute, Hong Kong: Royal Town Planning Institute, 1973, Paper 1, p. 7.
- 30) Government Secretariat, *Civil and Miscellaneous Lists: Hong Kong Government, 1st July 1980*, Hong Kong: the Government Printer, 1980, p. 49.
- 31) *Town Planning in Hong Kong*, *op. cit.*, p. 26.
- 32) このほか、Civil Aviation Department は、香港国際空港に離着陸する航空機の進路にあたる区域について、建物の高度規制を行っている。これらの規制は、それが加えられなければならない環境諸条件の根拠からしても、きわめて強力とされている。また、以上の政庁諸機関のほか、1988年4月以来政庁機関から切り離されて独立採算の公社（法定組織、quasi non-governmental organization、略称 QUANGO）とされた Housing Authority（房屋委員會、「住宅公社」）は、Housing Ordinance により、政庁を代行して、公営住宅そのものの建設のみならず、それとかがわった土地開発・街路やオープンスペースの建設について計画し、これを実行する権限を付与されている。住宅公社が建設しあるいはこの公社に権利のある建物については、Buildings Ordinance「建築基準法」が適用されない。このため、建築基準をこえた過密居住も、公営住宅については許容されることとなる。この

公社のもとに、Housing Department (房屋署,「住宅局」)が設置され,「Administration and Policy」「Construction」「Housing Management」の3つのセクションに分かれて、住宅公社の政策を実行している。それぞれの管轄する事業と直接かかわる分野で同種の権限を与えられている公社 (QU-ANGO) 組織には、Mass Transit Railway Corporation (地下鐵路公司)ならびに Hong Kong Industrial Estates Corporations などがある。

あ と が き

以上、われわれは、香港という一つの政治領域が、英国産業資本主義の経済フロンティア拡張をつうじひとつの有界空間として仕切られる過程、そしてこうして仕切ることにより得られた原初的空間が香港植民地の政治体制によってその統治の不可欠の一契機として形式的に包摂される過程、さらにかかる空間包摂の主体であり帰結としての香港植民地の政治装置とそのうちとりわけ空間編成とかかわる諸制度について、順をおって述べてきた。だが序論で述べたとおり、本論文はこれで完結するのではない。ここに提示したのは、香港の英国人による植民地統治における空間の編成という、筆者がかかえる大きな研究課題の「序説」にすぎない。

もとより「空間の包摂」は、単なる「土地制度」にとどまらず、「空間編成の生産」過程まで含むより総体的概念である。それゆえ筆者の次の課題は、以上の考察をふまえて、第二次世界大戦後香港を再占領した英国人政府が、1949年の中華人民共和国成立と朝鮮戦争に伴う禁輸措置によって戦前からの中国本土での経済領域と中継貿易機能を失い、輸出型軽工業化に経済政策を転換させてゆくに際し、それに必要な香港植民地の空間編成と建造環境をどのような過程で公的に生産していったかを明らかにすることである。すなわちこれは、香港という、英国が点として仕切った原初的空間を、面として実質的包摂する過程についての具体的考察である。

そしてその後、民間セクターも加わった、総体としての空間編成の生産と、空間からの政庁・不動産資本が一体となった富の収取の過程についても、分析をすすめる予定にしている。

また本論文では、その問題の性格上、すでに述べたとおり、分析対象を1980年代初頭までの、まだ香港返還が直接の問題となっておらず、英国人の香港統治の社会・経済構造が比較的安定していた時期に主として限定した。だが、1984年12月19日に、英国のサッチャー氏と中華人民共和国の趙紫陽氏とが署名した「Joint Declaration 聯合聲明」によって、香港は英領植民地から中華人民共和国の一都市へという、2047年まで続く¹⁾ながい過渡期に入ることになった。そこでは、空間包摂主体それ自体の社会諸関係に大きな変容が進んでいるのであって、この時期の空間的社会諸過程についての分析は、本稿とは別に、また機会を改めて行われなくてはならない。

以上のような、香港の経済地理学的研究の積み重ねを通じ、従来の「一点世界」の社会科学では十分に分析し得なかった、英国人による空間を媒介とした植民地統治という香港独自のロカリティーがもつ過程と構造の諸様式の解明に、われわれはいっそう近付いてゆくことができるであろう。

- 1) この点についてはさしあたり、拙稿「香港—新空港と『二〇四七年問題』」、『世界経済評論』1994年1月号を参照されたい。